

司研総第000199号

(庶ろ-03)

平成21年3月6日

地方裁判所長 殿 (東京を除く。)

司法研修所長 大野 市太郎

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係三橋 ()
() あてにメールで回答してください。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

(別紙様式)

(文 書 番 号)

(分 類 記 号)

平成21年 月 日

司法研修所長 殿

地方裁判所長

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月6日付け総第000199号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	民事又は 刑事の別	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注) 標題の「(第 回)」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月2日(火)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月8日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(電子メール()又はファクシミリ()送信可。送付書不要)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（印鑑（シヤチハタ等のスタンプ式は不可）を御用意ください。）（7の利用代金及び懇談会費を差し引いた金額になります。）。

なお、東京地方裁判所（立川支部を除く。）からの出席者は、所属庁のパスネット及びバスカードを利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

おって、弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成22年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用代金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月8日（水）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、フアクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

(1) 別紙第9-1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2) 別紙第9-2「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数					開 催 月 日
		地 方 裁 判 所		検 察 庁	弁 護 士 会	計	
		民 事	刑 事				
東 京	東 京	2	2	2	東京	1(1)	【第1回】 6月2日 (火)
	(立川支部)	(1)	(1)	(1)	第一東京	1(1)	
					第二東京	1(1)	
					(多摩支部)	(3)	
	横 浜	1	1	1		1	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1	
	千 葉	1	1	1	(千葉県)	1	
	水 戸	1	1	1	(茨城県)	1	
	宇 都 宮	1	1	1	(栃木県)	1	
	前 橋	1	1	1	(群馬)	1	
	静 岡	1	1	1	(静岡県)	1	
	甲 府	1	1	1	(山梨県)	1	
	長 野	1	1	1	(長野県)	1	
	新 潟	1	1	1	(新潟県)	1	
名 古 屋	名 古 屋	1	1	1	(愛知県)	1	
	岐 阜	1	1	1	(岐阜県)	1	
	金 沢	1	1	1		1	
	富 山	1	1	1	(富山県)	1	
仙 台	仙 台	1	1	1		1	
	福 島	1	1	1	(福島県)	1	
	山 形	1	1	1	(山形県)	1	
	盛 岡	1	1	1	(岩手)	1	
	秋 田	1	1	1		1	
	青 森	1	1	1	(青森県)	1	
札 幌	札 幌	1	1	1		1	
	函 館	1	1	1		1	
	旭 川	1	1	1		1	
	釧 路	1	1	1		1	
(計)	25(1)	26(1)	26(1)	26(1)	27(3)	105(6)	
大 阪	大 阪	1	1	1		1	【第2回】 6月8日 (月)
	京 都	1	1	1		1	
	神 戸	1	1	1	(兵庫県)	1	
	奈 良	1	1	1		1	
	大 津	1	1	1	(滋賀)	1	
	和 歌 山	1	1	1		1	
名 古 屋	津	1	1	1	(三重)	1	
	福 井	1	1	1		1	
広 島	広 島	1	1	1		1	
	山 口	1	1	1	(山口県)	1	
	岡 山	1	1	1		1	
	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	1	
	松 江	1	1	1	(島根県)	1	
福 岡	福 岡	1	1	1	(福岡県)	1	
	佐 賀	1	1	1	(佐賀県)	1	
	長 崎	1	1	1	(長崎県)	1	
	大 分	1	1	1	(大分県)	1	
	熊 本	1	1	1	(熊本県)	1	
	鹿 児 島	1	1	1	(鹿児島県)	1	
	宮 崎	1	1	1	(宮崎県)	1	
	那 覇	1	1	1	(沖縄)	1	
	高 松	1	1	1	(香川県)	1	
高 松	高 松	1	1	1		1	
	徳 島	1	1	1		1	
	高 知	1	1	1		1	
	松 山	1	1	1	(愛媛)	1	
(計)	25	25	25	25	25	100	
合 計	50(1)	51(1)	51(1)	51(1)	52(3)	205(6)	

(別紙第2)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

(出題理由)

分野別実務修習から開始する新司法修習の実施は2年目を迎えているが、新第63期が採用される本年11月下旬以降は、全ての実務修習地(立川を含む。)で新修習を実施することとなる。

各配属庁会におかれては、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則並びにこれらを更に具体化した一定の方針(例えば、昨年11月に単位弁護士会に配布された「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」)に基づいて御指導いただいているところであるが、新修習を受け入れた配属庁会から、新第62期司法修習生の実情(能力、資質等)について従前の司法修習生とも比較しつつ報告していただきながら、これまでの指導実績を踏まえ、分野別実務修習における指導内容、方法等の留意点について協議したい。

2 選択型実務修習の実情と課題について

(出題理由)

新修習で初めて採り入れられた選択型実務修習も3年目を迎えているが、新修習を受け入れた配属庁会から、個別修習プログラム策定、修習対象者の決定、今までの司法修習生の選択型実務修習の修習実績(ホームグラウンドにおけるものを含む。)等の実情及び課題について報告していただいた上で、今後の選択型実務修習における運用の留意点について協議したい。

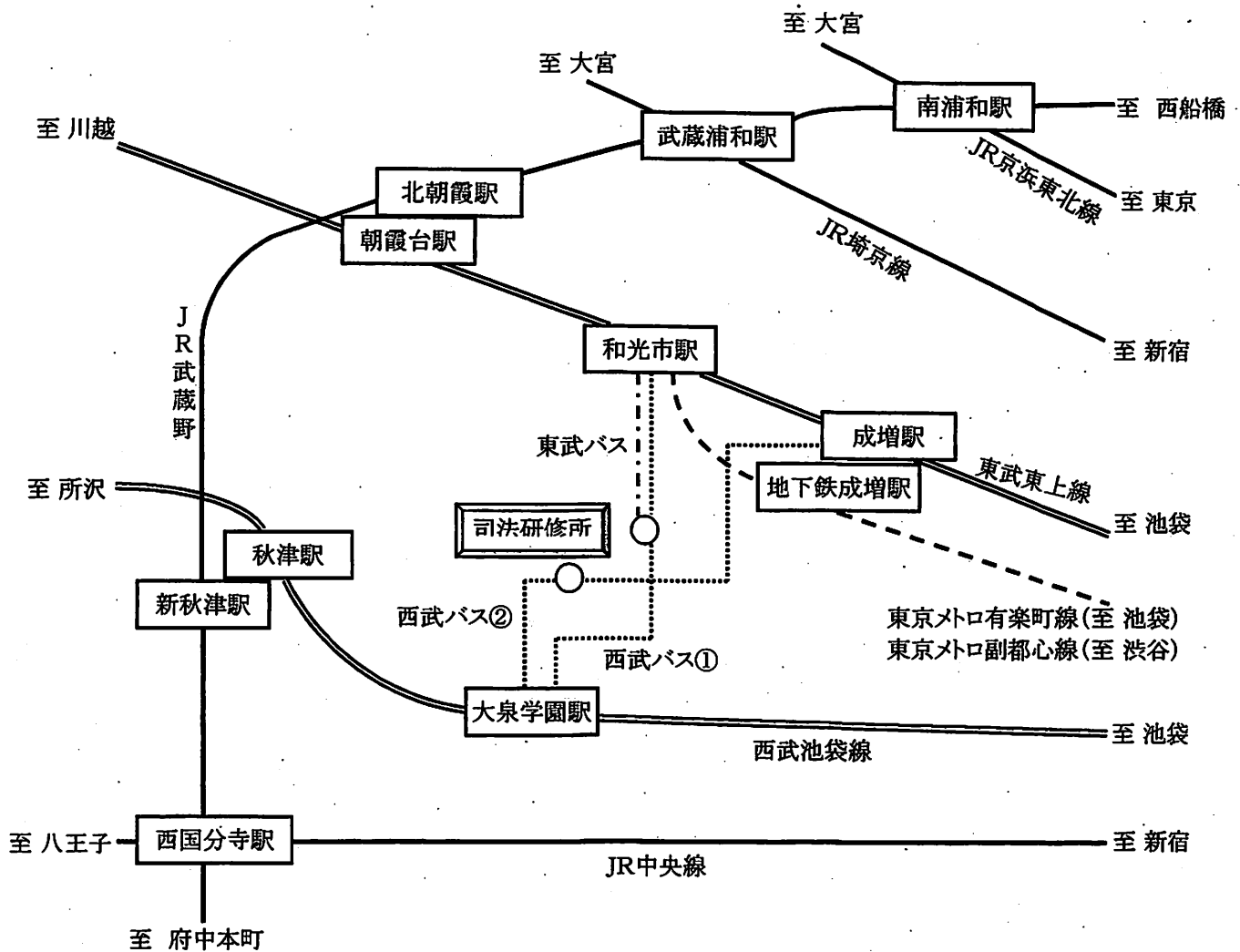
(別紙第3)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月2日(火)	12:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮費徴収, 入寮手 続等〕	
	13:00		
	〔第2回〕 6月8日(月)	13:00	司法研修所長あいさつ } (中講堂)
		13:45	
		14:00	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階)
		16:15	検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30	総合協議(中講堂)	
	17:00		
	17:20	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	
	19:00		

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] —> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] —> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] —> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] —> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] —> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 —> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] —> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] —> 司法研修所 約15分

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」									
時	平					日				
6	23	35	45	56						
7	05	12	24	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	*49	55				
15	10	19	31	*43	50	57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印: 司法研修所入口止まり

(2) 西武バス「大泉学園北口行き」又は「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園北口」又は「長久保」				
時	平		日		
6	26	43	58		
7	13	29	43	56	
8	10	21	33	47	
9	01	15	29	44	
10	00	22	38	55	
11	19	36	54		
12	17	37	5	9	
13	25	46			
14	13	34	54		
15	16	30	41	54	
16	08	20	32	46	58
17	13	25	36	49	
18	00	14	25	37	48
19	01	16	29	41	55
20	13	28	41	55	
21	11	26	42		
22	00	20	40		
23	00				

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

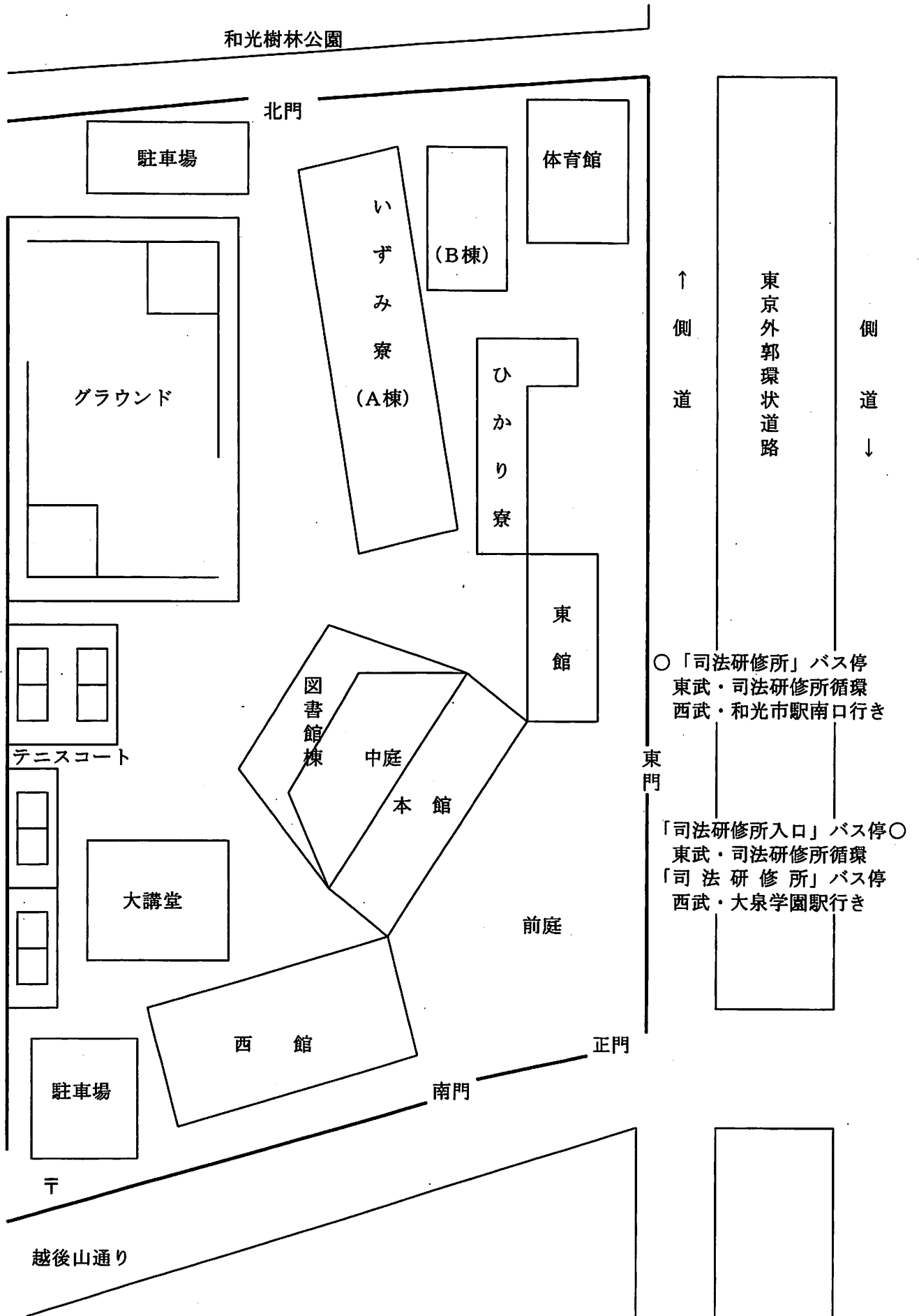
(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	平		日		
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

(2) 西武バス「成増駅行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅					
時	平		日			
5	55					
6	05	15	25	35	45	
7	00	10	20	31	43	56
8	09	24	38	52		
9	06	20	34	49		
10	04	19	35	51		
11	07	23	39	55		
12	10	27	43	59		
13	15	32	48			
14	03	18	33	48		
15	03	18	32	46		
16	01	16	31	46		
17	01	16	31	46		
18	01	16	31	46		
19	01	16	31	50		
20	09	28	46			
21	05	25	46			
22	09					

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

- 1 入寮受付は、協議会当日の午後零時から行います。
- 2 寮室
 - (1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。
 - (2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、タオル）、バスタオル及び浴衣は用意してありますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。
下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。
- 3 利用料金は、1泊料金は2,350円、2泊目が500円です。
- 4 寮室備付け電話の使用
 - (1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。
 - (2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。
 - (3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。
- 5 エアコンの使用について
エアコンは、24時間使用できます。
- 6 自動販売機の利用について
1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。
- 7 緊急時等の対応について
夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は午前8時から図書館棟2階の食堂(現金払い360円)が利用できます。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、浴衣、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続きは、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門(午前8時から午後6時30分まで)、東門(車

出入口:午前8時から午後9時まで、歩行者出入口:終日開放)又は北門(歩行者出入口:終日開放)を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所(塵芥室外)以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、総務課寮務係()にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食

午前8時から午前9時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食堂に直接お支払いください。

2 昼食

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、総務課庶務係(048-460-2000)にお問い合わせください。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月1日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月2日(火)の朝食は
入寮受付は15:00~20:00です。
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。

※6月1日入寮希望者のみ記載

 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

2 6月2日(火)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月3日(水)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

3 6月2日(火)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
- 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-1)

4 6月2日(火)の懇談会に (出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を (往復
 往路のみ
 復路のみ) 利用し、

グリーン車を (往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月2日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月7日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月8日(月)の朝食は
入寮受付は15:00~19:00です。
- ※6月7日入寮希望者のみ記載
① 到着予定時刻(時 分頃)
② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

2 6月8日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月9日(火)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

3 6月8日(月)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月8日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月8日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

司研総第000200号

(庶ろ-03)

平成21年3月6日

東京地方裁判所長 殿

司法研修所長 大野 市太郎

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係三橋()あてにメールで回答してください。

また、平成21年度11月期採用(新第63期)司法修習生から新たに配属庁となる、立川支部の司法修習生指導担当者についてもオブザーバー参加を頂きたく、4月28日(火)までに同担当者あてにメールで回答してください。

なお、立川支部の出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、立川支部に対しては、貴庁から周知してください。

(別紙様式)

(文 書 番 号)

(分 類 記 号)

平成21年 月 日

司法研修所長 殿

地方裁判所長

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月6日付け総第000200号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	民事又は 刑事の別	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注)

- 1 標題の「(第 回)」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 備考欄に、出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月2日(火)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月8日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(電子メール()又はファクシミリ()送信可。送付書不要)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（印鑑（シヤチハタ等のスタンプ式は不可）を御用意ください。）（7の利用代金及び懇談会費を差し引いた金額になります。）。

なお、東京地方裁判所（立川支部を除く。）からの出席者は、所属庁のパスネット及びバスカードを利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

おって、弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成22年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用代金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月8日（水）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

(1) 別紙第9-1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2) 別紙第9-2「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数				開 催 月 日	
		地 方 裁 判 所		検 察 庁	弁 護 士 会		計
		民 事	刑 事				
東 京	東 京 (立川支部)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	東京 1(1) 第一東京 1(1) 第二東京 1(1) (多摩支部) (3)	9 (6)	
	横 浜	1	1	1	1	4	
	さ い た ま	1	1	1	(埼玉)	4	
	千 葉	1	1	1	(千葉県)	4	
	水 戸	1	1	1	(茨城県)	4	
	宇 都 宮	1	1	1	(栃木県)	4	
	前 橋	1	1	1	(群馬)	4	
	静 岡	1	1	1	(静岡県)	4	
	甲 府	1	1	1	(山梨県)	4	
	長 野	1	1	1	(長野県)	4	
	新 潟	1	1	1	(新潟県)	4	
	名 古 屋	名 古 屋	1	1	1	(愛知県)	4
		岐 阜	1	1	1	(岐阜県)	4
		金 沢	1	1	1	1	4
富 山		1	1	1	(富山県)	4	
仙 台	仙 台	1	1	1	1	4	
	福 島	1	1	1	(福島県)	4	
	山 形	1	1	1	(山形県)	4	
	盛 岡	1	1	1	(岩手)	4	
	秋 田	1	1	1	1	4	
	青 森	1	1	1	(青森県)	4	
札 幌	札 幌	1	1	1	1	4	
	函 館	1	1	1	1	4	
	旭 川	1	1	1	1	4	
	釧 路	1	1	1	1	4	
(計)	25(1)	26(1)	26(1)	26(1)	27(3)	105(6)	
大 阪	大 阪	1	1	1	1	4	
	京 都	1	1	1	1	4	
	神 戸	1	1	1	(兵庫県)	4	
	奈 良	1	1	1	1	4	
	大 津	1	1	1	(滋賀)	4	
	和 歌 山	1	1	1	1	4	
名 古 屋	津	1	1	1	(三重)	4	
	福 井	1	1	1	1	4	
広 島	広 島	1	1	1	1	4	
	山 口	1	1	1	(山口県)	4	
	岡 山	1	1	1	1	4	
	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	4	
	松 江	1	1	1	(島根県)	4	
福 岡	福 岡	1	1	1	(福岡県)	4	
	佐 賀	1	1	1	(佐賀県)	4	
	長 崎	1	1	1	(長崎県)	4	
	大 分	1	1	1	(大分県)	4	
	熊 本	1	1	1	(熊本県)	4	
	鹿 児 島	1	1	1	(鹿児島県)	4	
	宮 崎	1	1	1	(宮崎県)	4	
	那 覇	1	1	1	(沖縄)	4	
高 松	高 松	1	1	1	(香川県)	4	
	徳 島	1	1	1	1	4	
	高 知	1	1	1	1	4	
	松 山	1	1	1	(愛媛)	4	
(計)	25	25	25	25	25	100	
合 計	50(1)	51(1)	51(1)	51(1)	52(3)	205(6)	

〔第1回〕
6月2日
(火)

〔第2回〕
6月8日
(月)

(別紙第2)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

(出題理由)

分野別実務修習から開始する新司法修習の実施は2年目を迎えているが、新第63期が採用される本年11月下旬以降は、全ての実務修習地(立川を含む。)で新修習を実施することとなる。

各配属庁会におかれては、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則並びにこれらを更に具体化した一定の方針(例えば、昨年11月に単位弁護士会に配布された「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」)に基づいて御指導いただいているところであるが、新修習を受け入れた配属庁会から、新第62期司法修習生の実情(能力、資質等)について従前の司法修習生とも比較しつつ報告していただきながら、これまでの指導実績を踏まえ、分野別実務修習における指導内容、方法等の留意点について協議したい。

2 選択型実務修習の実情と課題について

(出題理由)

新修習で初めて採り入れられた選択型実務修習も3年目を迎えているが、新修習を受け入れた配属庁会から、個別修習プログラム策定、修習対象者の決定、今までの司法修習生の選択型実務修習の修習実績(ホームグラウンドにおけるものを含む。)等の実情及び課題について報告していただいた上で、今後の選択型実務修習における運用の留意点について協議したい。

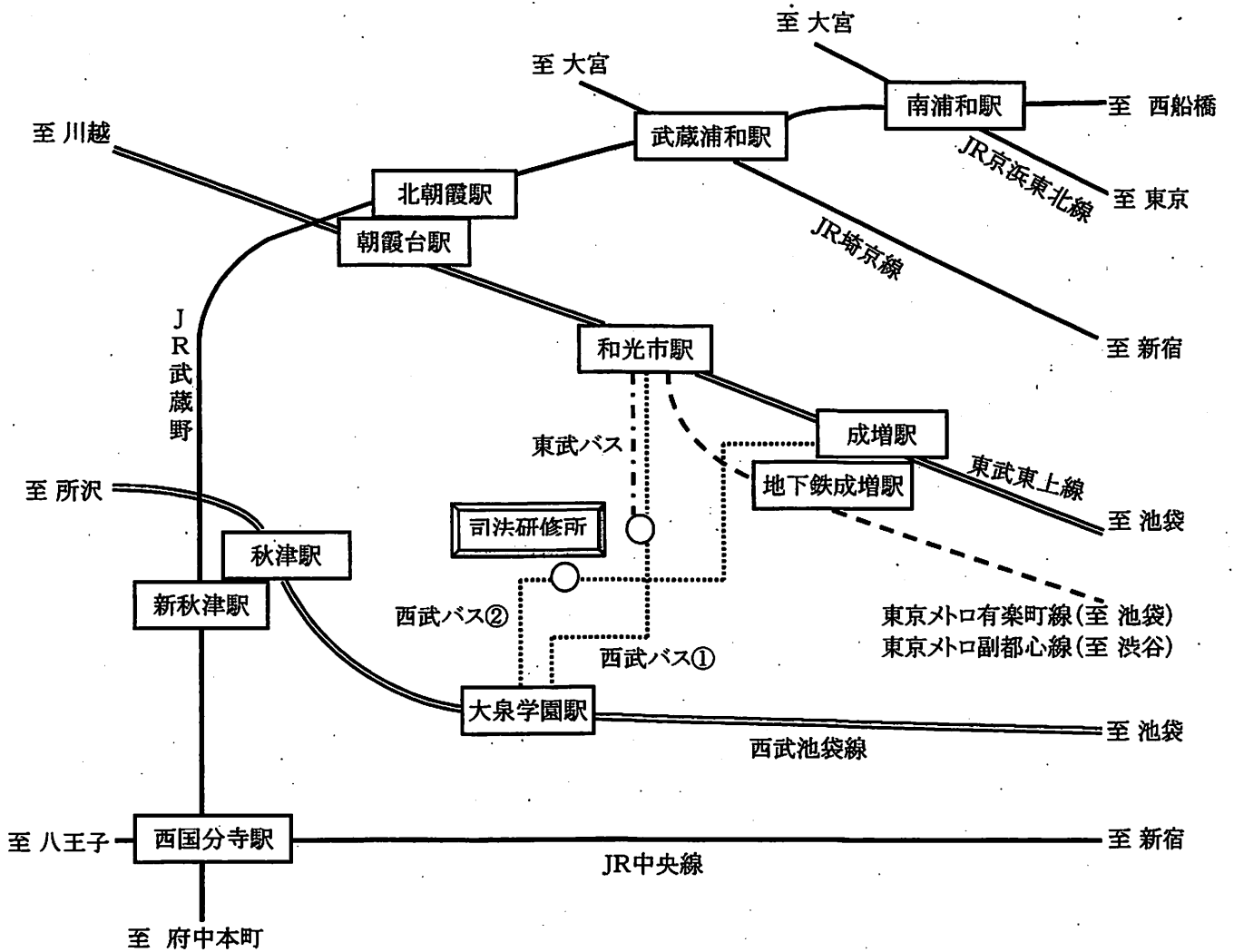
(別紙第3)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容
〔第1回〕 6月2日(火)	12:00 }	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮費徴収, 入寮手 続等〕
	13:00	
〔第2回〕 6月8日(月)	13:00 }	司法研修所長あいさつ } (中講堂)
	13:45	
	14:00 }	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階)
	16:15	
		検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30 }	総合協議(中講堂)
	17:00	
	17:20 }	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ
	19:00	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] —> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] —> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] —> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] —> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] —> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] —> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] —> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 —> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] —> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] —> 司法研修所 約15分

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」									
時	平 日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	24	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	*49	55				
15	10	19	31	*43	50	57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									

*印：司法研修所入口止まり

(2) 西武バス「大泉学園北口行き」又は「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園北口」又は「長久保」				
時	平 日				
6	26	43	58		
7	13	29	43	56	
8	10	21	33	47	
9	01	15	29	44	
10	00	22	38	55	
11	19	36	54		
12	17	37	5	9	
13	25	46			
14	13	34	54		
15	16	30	41	54	
16	08	20	32	46	58
17	13	25	36	49	
18	00	14	25	37	48
19	01	16	29	41	55
20	13	28	41	55	
21	11	26	42		
22	00	20	40		
23	00				

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

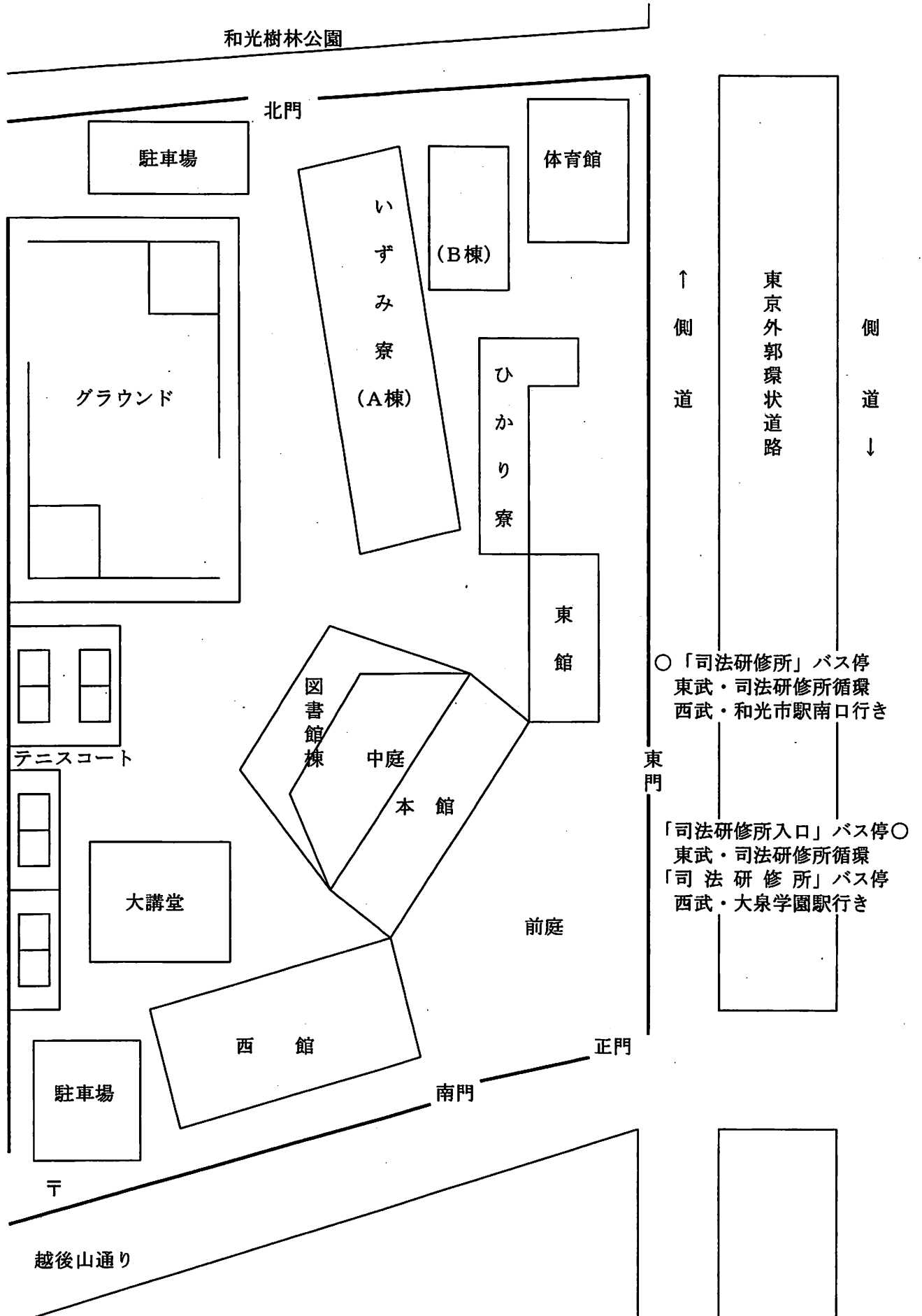
(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	平 日				
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

(2) 西武バス「成増駅行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅					
時	平 日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	
7	00	10	20	31	43	56
8	09	24	38	52		
9	06	20	34	49		
10	04	19	35	51		
11	07	23	39	55		
12	10	27	43	59		
13	15	32	48			
14	03	18	33	48		
15	03	18	32	46		
16	01	16	31	46		
17	01	16	31	46		
18	01	16	31	46		
19	01	16	31	50		
20	09	28	46			
21	05	25	46			
22	09					

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮受付は、協議会当日の午後零時から行います。

2 寮室

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプーリンス、タオル）、バスタオル及び浴衣は用意してありますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。

下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金は、1泊料金は2,350円、2泊目が500円です。

4 寮室備付け電話の使用

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は午前8時から図書館棟2階の食堂(現金払い360円)が利用できます。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、浴衣、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続きは、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門(午前8時から午後6時30分まで)、東門(車出入口:午前8時から午後9時まで、歩行者出入口:終日開放)又は北門(歩行者出入口:終日開放)を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所(塵芥室外)以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、総務課寮務係()にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食

午前8時から午前9時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食堂に直接お支払いください。

2 昼食

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、総務課庶務係(048-460-2000)にお問い合わせください。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月1日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月2日(火)の朝食は
入寮受付は15:00~20:00です。
- ※6月1日入寮希望者のみ記載
① 到着予定時刻(時 分頃)
② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

2 6月2日(火)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月3日(水)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

3 6月2日(火)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-1)

4 6月2日(火)の懇談会に (出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を (往復
 往路のみ
 復路のみ) 利用し、

グリーン車を (往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月2日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [redacted])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月7日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月8日(月)の朝食は
入寮受付は15:00~19:00です。
 ※6月7日入寮希望者のみ記載
 ① 到着予定時刻(時 分頃)
 ② 携帯番号(- -)
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

2 6月8日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月9日(火)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

3 6月8日(月)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
- 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月8日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し、

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月8日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

司研総第000204号

平成21年3月6日

地方検察庁検事正 殿（東京を除く。）


弁護士会会長 殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長 大野 市太郎

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により4月8日（水）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

(別紙様式)

平成21年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月6日付け司研総第000204号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習の 期別	備 考

(注) 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月2日(火)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月8日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(電子メール()又はファクシミリ()送信可。送付書不要)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（印鑑（シヤチハタ等のスタンプ式は不可）を御用意ください。）（7の利用代金及び懇談会費を差し引いた金額になります。）。

なお、東京地方裁判所（立川支部を除く。）からの出席者は、所属庁のパスネット及びバスカードを利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

おって、弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成22年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用代金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月8日（水）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

(1) 別紙第9-1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2) 別紙第9-2「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数					開 催 月 日		
		地 方 裁 判 所		検 察 庁	弁 護 士 会	計			
		民 事	刑 事						
東 京	東 京 (立川支部)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	東京 1(1) 第一東京 1(1) 第二東京 1(1) (多摩支部) (3)	9 (6)	【第1回】 6月2日 (火)		
	横 浜	1	1	1	1	4			
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	1		4	
	千 葉	1	1	1	(千葉県)	1		4	
	水 戸	1	1	1	(茨城県)	1		4	
	宇 都 宮	1	1	1	(栃木県)	1		4	
	前 橋	1	1	1	(群馬)	1		4	
	静 岡	1	1	1	(静岡県)	1		4	
	甲 府	1	1	1	(山梨県)	1		4	
	長 野	1	1	1	(長野県)	1		4	
	新 潟	1	1	1	(新潟県)	1		4	
	名 古 屋	名 古 屋	1	1	1	(愛知県)		1	4
		岐 阜	1	1	1	(岐阜県)		1	4
金 沢		1	1	1	1	4			
仙 台	富 山	1	1	1	(富山県)	1		4	
	仙 台	1	1	1	1	4			
	福 島	1	1	1	(福島県)	1		4	
	山 形	1	1	1	(山形県)	1		4	
	盛 岡	1	1	1	(岩手)	1		4	
	秋 田	1	1	1	1	4			
札 幌	青 森	1	1	1	(青森県)	1		4	
	札 幌	1	1	1	1	4			
	函 館	1	1	1	1	4			
	旭 川	1	1	1	1	4			
(計)	25(1)	26(1)	26(1)	26(1)	27(3)	105(6)			
大 阪	大 阪	1	1	1	1	4	【第2回】 6月8日 (月)		
	京 都	1	1	1	1	4			
	神 戸	1	1	1	(兵庫県)	1		4	
	奈 良	1	1	1	1	4			
	大 津	1	1	1	(滋賀)	1		4	
	和 歌 山	1	1	1	1	4			
名 古 屋	津	1	1	1	(三重)	1		4	
	福 井	1	1	1	1	4			
広 島	広 島	1	1	1	1	4			
	山 口	1	1	1	(山口県)	1		4	
	岡 山	1	1	1	1	4			
	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	1		4	
	松 江	1	1	1	(島根県)	1		4	
福 岡	福 岡	1	1	1	(福岡県)	1		4	
	佐 賀	1	1	1	(佐賀県)	1		4	
	長 崎	1	1	1	(長崎県)	1		4	
	大 分	1	1	1	(大分県)	1		4	
	熊 本	1	1	1	(熊本県)	1		4	
	鹿 児 島	1	1	1	(鹿児島県)	1		4	
	宮 崎	1	1	1	(宮崎県)	1		4	
	那 覇	1	1	1	(沖縄)	1		4	
	高 松	1	1	1	(香川県)	1		4	
(計)	25	25	25	25	25	100			
合 計	50(1)	51(1)	51(1)	51(1)	52(3)	205(6)			

(別紙第2)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

(出題理由)

分野別実務修習から開始する新司法修習の実施は2年目を迎えているが、新第63期が採用される本年11月下旬以降は、全ての実務修習地(立川を含む。)で新修習を実施することとなる。

各配属庁会におかれては、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則並びにこれらを更に具体化した一定の方針(例えば、昨年11月に単位弁護士会に配布された「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」)に基づいて御指導いただいているところであるが、新修習を受け入れた配属庁会から、新第62期司法修習生の実情(能力、資質等)について従前の司法修習生とも比較しつつ報告していただきながら、これまでの指導実績を踏まえ、分野別実務修習における指導内容、方法等の留意点について協議したい。

2 選択型実務修習の実情と課題について

(出題理由)

新修習で初めて採り入れられた選択型実務修習も3年目を迎えているが、新修習を受け入れた配属庁会から、個別修習プログラム策定、修習対象者の決定、今までの司法修習生の選択型実務修習の修習実績(ホームグラウンドにおけるものを含む。)等の実情及び課題について報告していただいた上で、今後の選択型実務修習における運用の留意点について協議したい。

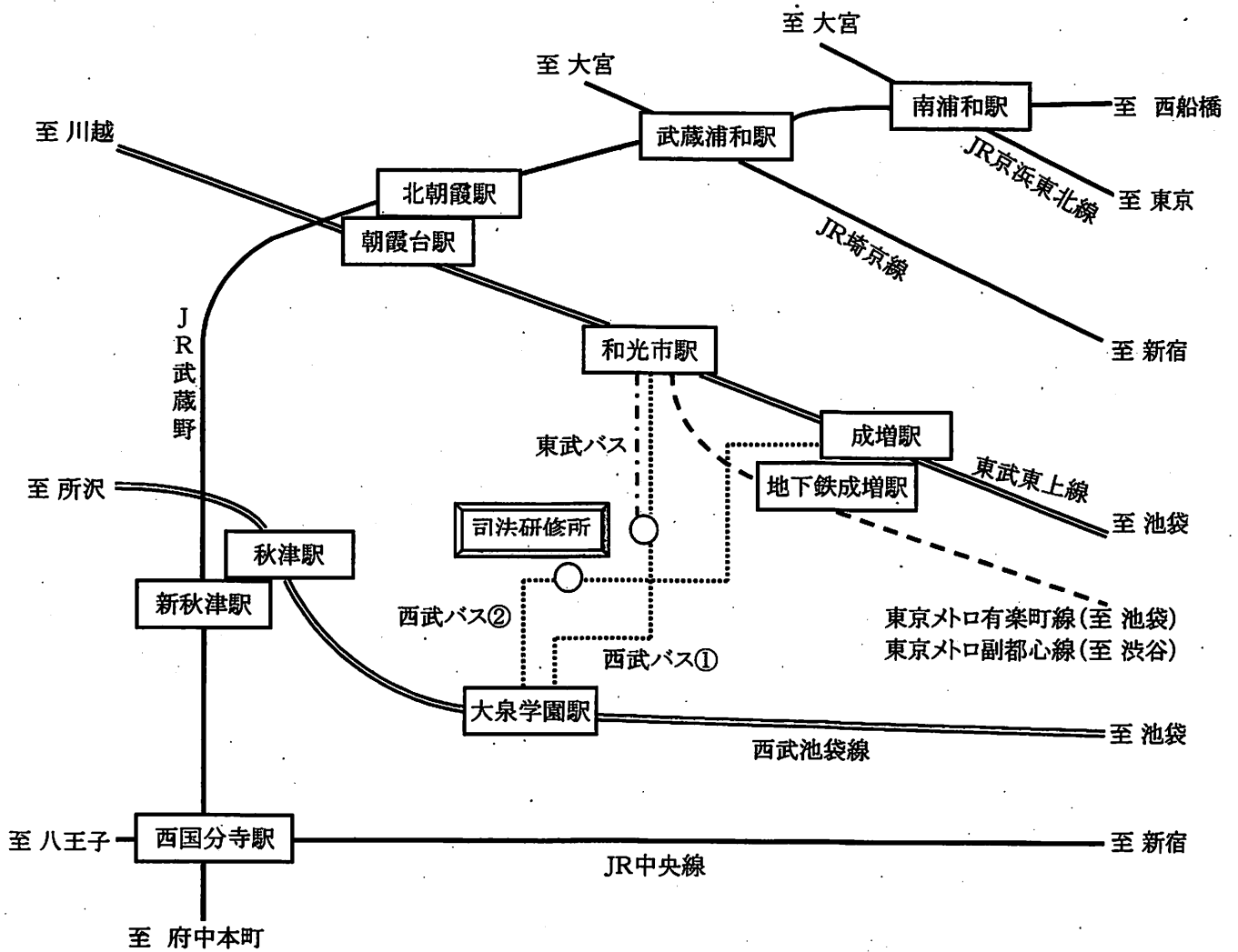
(別紙第3)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月2日(火)	12:00 }	受付(本館1階エントランスホール)	
	13:00	[到着確認, 懇談会費・寮費徴収, 入寮手続等]	
	〔第2回〕 6月8日(月)	13:00 }	司法研修所長あいさつ
		13:45	事務局説明
			(中講堂)
		14:00 }	分科協議
	16:15	民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)	
	16:30 }	総合協議(中講堂)	
	17:00		
	17:20 }	懇談会(図書館棟1階多目的ホール)	
	19:00	※ 希望者のみ	

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 — [東武東上線] — 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 — [東京メトロ有楽町線] — 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 — [東京メトロ副都心線] — 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 — [西武池袋線] — 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 — [JR武蔵野線] — 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 — [東武東上線] — 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 — [東武バス 司法研修所循環] — 司法研修所 約10分
- 和光市駅 — [西武バス① 大泉学園駅行き] — 司法研修所 約10分
- (和光市駅 — 徒歩 — 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] — 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] — 司法研修所 約15分

(別紙第5)

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)

1 東武東上線、東京メトロ有楽町線、副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車、
バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」				
時	平日				
6	23	35	45	56	
7	05	12	24	35	43 50 56
8	03	10	17	22	27 35 43 49 54
9	01	06	12	*17 *23	27 *33 41 54
10	*05	22	37	*47	53
11	03	13	25	40	53
12	10	23	*40	54	
13	10	25	40	55	
14	09	25	*35	40	*49 55
15	10	19	31	*43	50 57
16	04	17	31	45	54
17	02	11	16	22	28 34 42 48 55
18	00	07	*14	18	24 30 *34 *37 43 50
19	00	13	*22	30	*40 51
20	*01	09	22	38	49
21	02	13	27	41	56
22	10	22	35	47	*58
23	*11				

*印：司法研修所入口止まり

(2) 西武バス「大泉学園北口行き」又は
「長久保行き」に乗車、バス停「司法研修
所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口			
行先	「大泉学園北口」又は「長久保」			
時	平日			
6	26	43	58	
7	13	29	43	56
8	10	21	33	47
9	01	15	29	44
10	00	22	38	55
11	19	36	54	
12	17	37	59	
13	25	46		
14	13	34	54	
15	16	30	41	54
16	08	20	32	46 58
17	13	25	36	49
18	00	14	25	37 48
19	01	16	29	41 55
20	13	28	41	55
21	11	26	42	
22	00	20	40	
23	00			

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

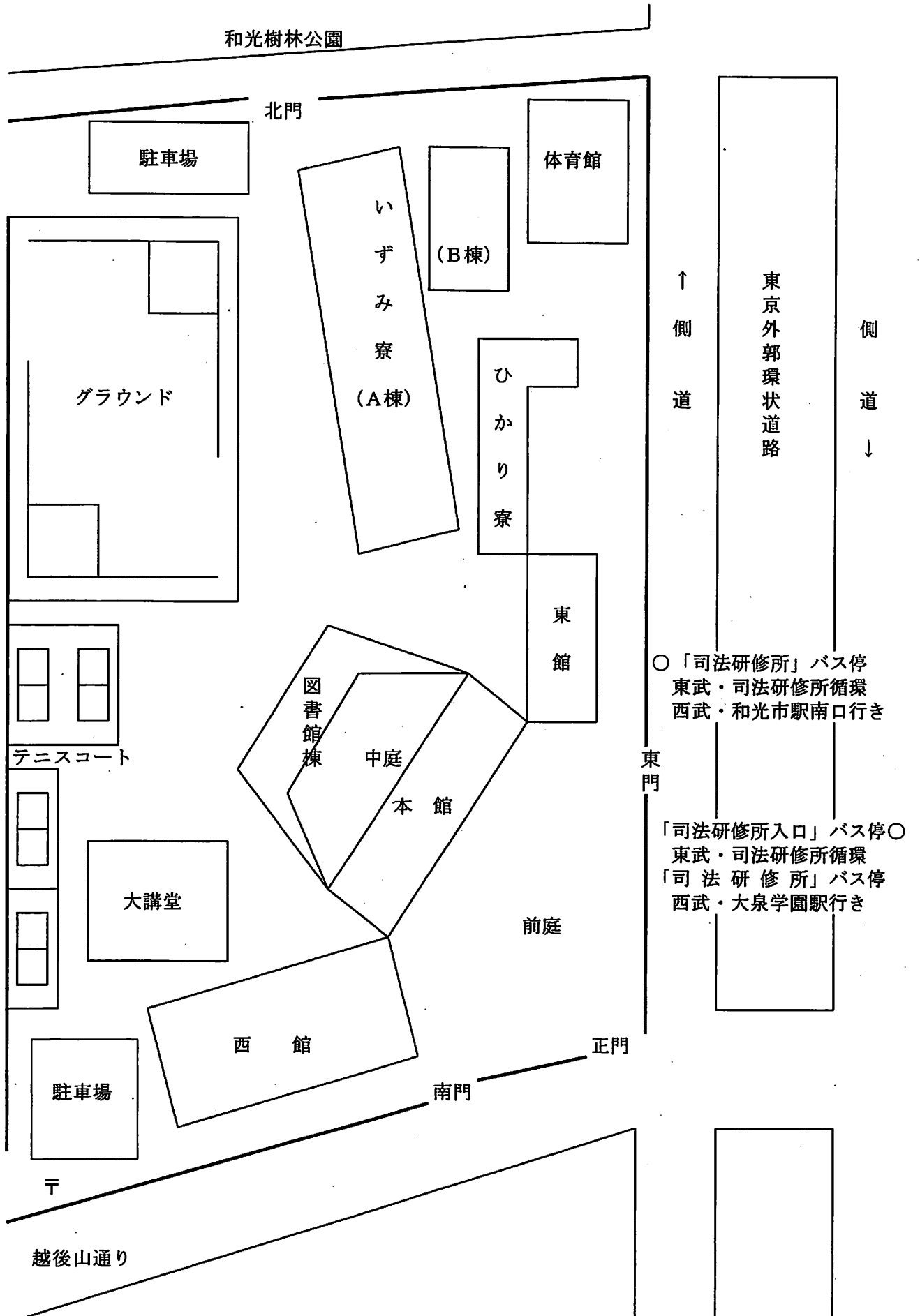
(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車、バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	平日			
5				
6	00	16	31	45
7	00	14	28	40 52
8	04	16	30	44 58
9	14	29	41	54
10	06	24	37	51
11	13	31	49	
12	13	36	57	
13	22	45		
14	10	31	48	
15	01	17	30	40 52
16	04	18	34	45 57
17	12	25	36	46 57
18	09	24	37	48
19	01	17	31	45
20	00	22	44	
21	06	28	50	
22	12	34		

(2) 西武バス「成増駅行き」に乗車、バス停「司法
研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅			
時	平日			
5	55			
6	05	15	25	35 45
7	00	10	20	31 43 56
8	09	24	38	52
9	06	20	34	49
10	04	19	35	51
11	07	23	39	55
12	10	27	43	59
13	15	32	48	
14	03	18	33	48
15	03	18	32	46
16	01	16	31	46
17	01	16	31	46
18	01	16	31	46
19	01	16	31	50
20	09	28	46	
21	05	25	46	
22	09			

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

- 1 入寮受付は、協議会当日の午後零時から行います。
- 2 寮室
 - (1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。
 - (2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプーリンス、タオル）、バスタオル及び浴衣は用意してありますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。
下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。
- 3 利用料金は、1泊料金は2,350円、2泊目が500円です。
- 4 寮室備付け電話の使用
 - (1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。
 - (2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。
 - (3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。
- 5 エアコンの使用について
エアコンは、24時間使用できます。
- 6 自動販売機の利用について
1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。
- 7 緊急時等の対応について
夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は午前8時から図書館棟2階の食堂(現金払い360円)が利用できます。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、浴衣、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続きは、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門(午前8時から午後6時30分まで)、東門(車

出入口:午前8時から午後9時まで、歩行者出入口:終日開放)又は北門(歩行者出入口:終日開放)を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所(塵芥室外)以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、総務課寮務係()にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食

午前8時から午前9時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食堂に直接お支払ください。

2 昼食

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払ください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、総務課庶務係(048-460-2000)にお問い合わせください。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月1日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月2日(火)の朝食は
入寮受付は15:00~20:00です。

- 食堂を利用する。
- 食堂を利用しない。

※6月1日入寮希望者のみ記載

- ① 到着予定時刻(時 分頃)
- ② 携帯番号(- -)

利用しない。

- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
- []

2 6月2日(火)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月3日(水)の朝食は
入寮受付は12:00~です。

- 食堂を利用する。
- 食堂を利用しない。

利用しない。

- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
- []

3 6月2日(火)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
- 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-1)

4 6月2日(火)の懇談会に (出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を (往復
 往路のみ
 復路のみ) 利用し、

グリーン車を (往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月2日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月7日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月8日(月)の朝食は
入寮受付は15:00~19:00です。
- ※6月7日入寮希望者のみ記載
① 到着予定時刻(時 分頃)
② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

2 6月8日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月9日(火)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

3 6月8日(月)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

- 4 6月8日(月)の懇談会に (出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

- 新幹線(特急)を (往復
 往路のみ
 復路のみ) 利用し、

- グリーン車を (往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

- 航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月8日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

司研総第000205号

平成21年3月6日

東京地方検察庁検事正 殿

司法研修所長 大野 市太郎

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください(送付書不要、ファクシミリ()可)。

また、平成21年度11月期採用(新第63期)司法修習生から新たに配属庁となる、立川支部の司法修習生指導担当者についてもオブザーバー参加をいただきたいと思っておりますので、4月28日(火)までに同様の方法で、同係あてに回答してください。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、立川支部に対しては、貴庁から周知してください。

(別紙様式)

平成21年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月6日付け司研総第000205号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習の 期別	備 考

(注)

- 1 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。
- 2 備考欄に、出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

実 施 要 領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舎等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月2日(火)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月8日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舎を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(電子メール()又はファクシミリ()送信可。送付書不要)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（印鑑（シヤチハタ等のスタンプ式は不可）を御用意ください。）（7の利用代金及び懇談会費を差し引いた金額になります。）。

なお、東京地方裁判所（立川支部を除く。）からの出席者は、所属庁のパスネット及びバスカードを利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

おって、弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成22年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用代金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月8日（水）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

(1) 別紙第9-1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2) 別紙第9-2「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数					開 催 月 日	
		地 方 裁 判 所		検 察 庁	弁 護 士 会	計		
		民 事	刑 事					
東 京	東 京 (立川支部)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	東京 1(1) 第一東京 1(1) 第二東京 1(1) (多摩支部) (3)	9 (6)	【第1回】 6月2日 (火)	
	横 浜	1	1	1	1	4		
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	4		
	千 葉	1	1	1	(千葉県)	4		
	水 戸	1	1	1	(茨城県)	4		
	宇 都 宮	1	1	1	(栃木県)	4		
	前 橋	1	1	1	(群馬)	4		
	静 岡	1	1	1	(静岡県)	4		
	甲 府	1	1	1	(山梨県)	4		
	長 野	1	1	1	(長野県)	4		
	新 潟	1	1	1	(新潟県)	4		
	名 古 屋	名 古 屋	1	1	1	(愛知県)		4
		岐 阜	1	1	1	(岐阜県)		4
		金 沢	1	1	1	1		4
	仙 台	富 山	1	1	1	(富山県)		4
		仙 台	1	1	1	1		4
		福 島	1	1	1	(福島県)		4
		山 形	1	1	1	(山形県)		4
		盛 岡	1	1	1	(岩手)		4
		秋 田	1	1	1	1		4
札 幌	青 森	1	1	1	(青森県)	4		
	札 幌	1	1	1	1	4		
	函 館	1	1	1	1	4		
	旭 川	1	1	1	1	4		
(計)	25(1)	26(1)	26(1)	26(1)	27(3)	105(6)		
大 阪	大 阪	1	1	1	1	4	【第2回】 6月8日 (月)	
	京 都	1	1	1	1	4		
	神 戸	1	1	1	(兵庫県)	4		
	奈 良	1	1	1	1	4		
	大 津	1	1	1	(滋賀)	4		
名 古 屋	和 歌 山	1	1	1	1	4		
	津	1	1	1	(三重)	4		
広 島	福 井	1	1	1	1	4		
	広 島	1	1	1	1	4		
	山 口	1	1	1	(山口県)	4		
	岡 山	1	1	1	1	4		
	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	4		
福 岡	松 江	1	1	1	(島根県)	4		
	福 岡	1	1	1	(福岡県)	4		
	佐 賀	1	1	1	(佐賀県)	4		
	長 崎	1	1	1	(長崎県)	4		
	大 分	1	1	1	(大分県)	4		
	熊 本	1	1	1	(熊本県)	4		
	鹿 児 島	1	1	1	(鹿児島県)	4		
高 松	宮 崎	1	1	1	(宮崎県)	4		
	那 覇	1	1	1	(沖縄)	4		
	高 松	1	1	1	(香川県)	4		
	徳 島	1	1	1	1	4		
(計)	25	25	25	25	25	100		
合 計	50(1)	51(1)	51(1)	51(1)	52(3)	205(6)		

(別紙第2)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

(出題理由)

分野別実務修習から開始する新司法修習の実施は2年目を迎えているが、新第63期が採用される本年11月下旬以降は、全ての実務修習地(立川を含む。)で新修習を実施することとなる。

各配属庁会におかれては、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則並びにこれらを更に具体化した一定の方針(例えば、昨年11月に単位弁護士会に配布された「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」)に基づいて御指導いただいているところであるが、新修習を受け入れた配属庁会から、新第62期司法修習生の実情(能力、資質等)について従前の司法修習生とも比較しつつ報告していただきながら、これまでの指導実績を踏まえ、分野別実務修習における指導内容、方法等の留意点について協議したい。

2 選択型実務修習の実情と課題について

(出題理由)

新修習で初めて採り入れられた選択型実務修習も3年目を迎えているが、新修習を受け入れた配属庁会から、個別修習プログラム策定、修習対象者の決定、今までの司法修習生の選択型実務修習の修習実績(ホームグラウンドにおけるものを含む。)等の実情及び課題について報告していただいた上で、今後の選択型実務修習における運用の留意点について協議したい。

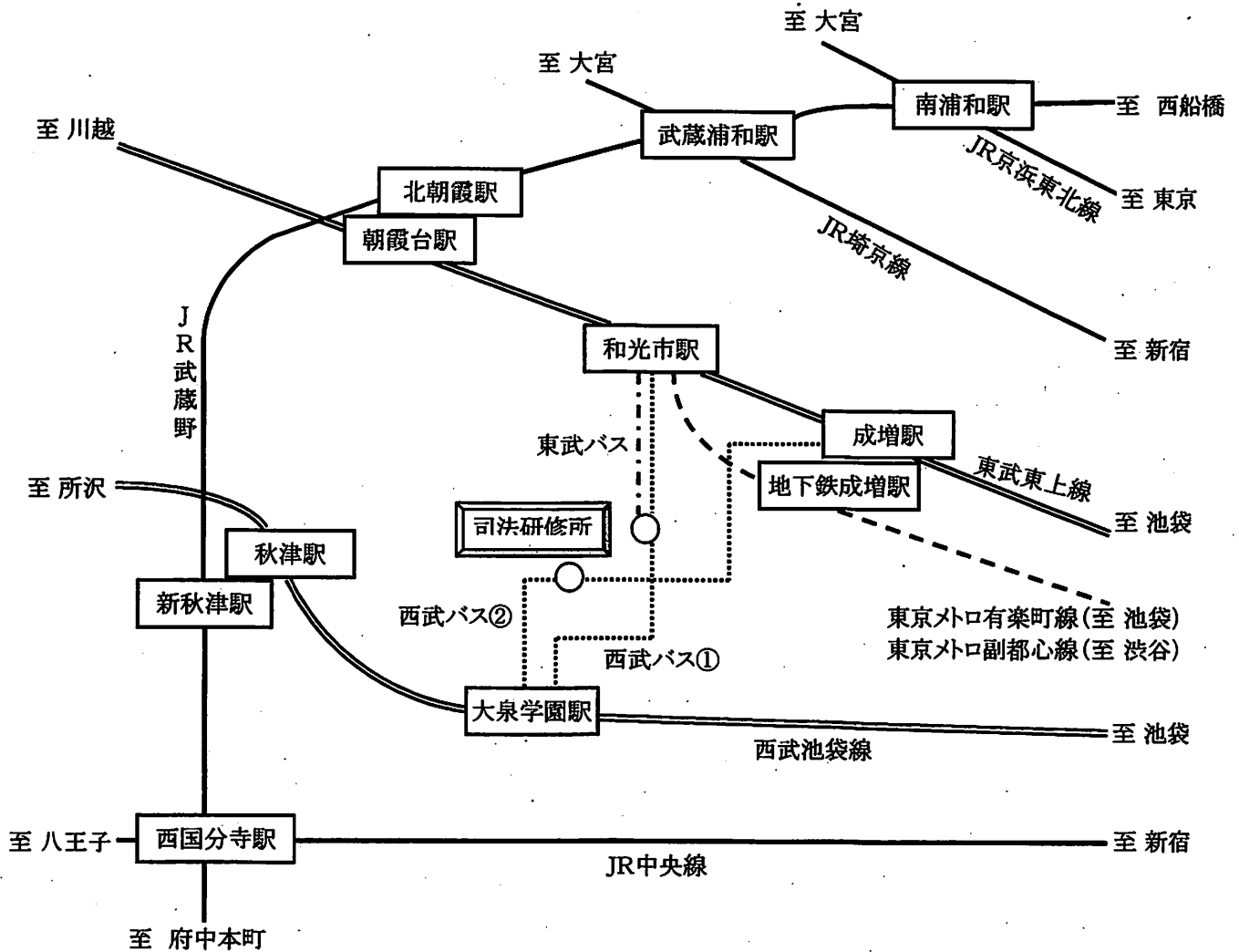
(別紙第3)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月2日(火)	12:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮費徴収, 入寮手 続等〕	
	13:00		
	〔第2回〕 6月8日(月)	13:00	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:45	
		14:00	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30	総合協議(中講堂)	
	17:00		
	17:20	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※希望者のみ	
	19:00		

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅	〔東武東上線〕	→	和光市駅	約16分(急行又は準急)
池袋駅	〔東京メトロ有楽町線〕	→	和光市駅	約18分
渋谷駅	〔東京メトロ副都心線〕	→	和光市駅	約35分(急行)
池袋駅	〔西武池袋線〕	→	大泉学園駅	約15分(準急)
西国分寺駅	〔JR武蔵野線〕	→	北朝霞駅	約19分
武蔵浦和駅	〔JR武蔵野線〕	→	北朝霞駅	約8分
南浦和駅	〔JR武蔵野線〕	→	北朝霞駅	約10分
朝霞台駅	〔東武東上線〕	→	和光市駅	約6分

・バス

和光市駅	〔東武バス 司法研修所循環〕	→	司法研修所	約10分	
和光市駅	〔西武バス① 大泉学園駅行き〕	→	司法研修所	約10分	
(和光市駅		徒歩	→	司法研修所	約25分(約2km))
大泉学園駅	〔西武バス① 和光市駅南口行き〕	→	司法研修所	約12分	
大泉学園駅	〔西武バス② 成増駅行き〕	→	司法研修所	約15分	

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口							
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入口」							
時	平				日			
6	23	35	45	56				
7	05	12	24	35	43	50	56	
8	03	10	17	22	27	35	43	49 54
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41 54
10	*05	22	37	*47	53			
11	03	13	25	40	53			
12	10	23	*40	54				
13	10	25	40	55				
14	09	25	*35	40	*49	55		
15	10	19	31	*43	50	57		
16	04	17	31	45	54			
17	02	11	16	22	28	34	42	48 55
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37 43 50
19	00	13	*22	30	*40	51		
20	*01	09	22	38	49			
21	02	13	27	41	56			
22	10	22	35	47	*58			
23	*11							

*印：司法研修所入口止まり

(2) 西武バス「大泉学園北口行き」又は「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口			
行先	「大泉学園北口」又は「長久保」			
時	平		日	
6	26	43	58	
7	13	29	43	56
8	10	21	33	47
9	01	15	29	44
10	00	22	38	55
11	19	36	54	
12	17	37	59	
13	25	46		
14	13	34	54	
15	16	30	41	54
16	08	20	32	46 58
17	13	25	36	49
18	00	14	25	37 48
19	01	16	29	41 55
20	13	28	41	55
21	11	26	42	
22	00	20	40	
23	00			

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

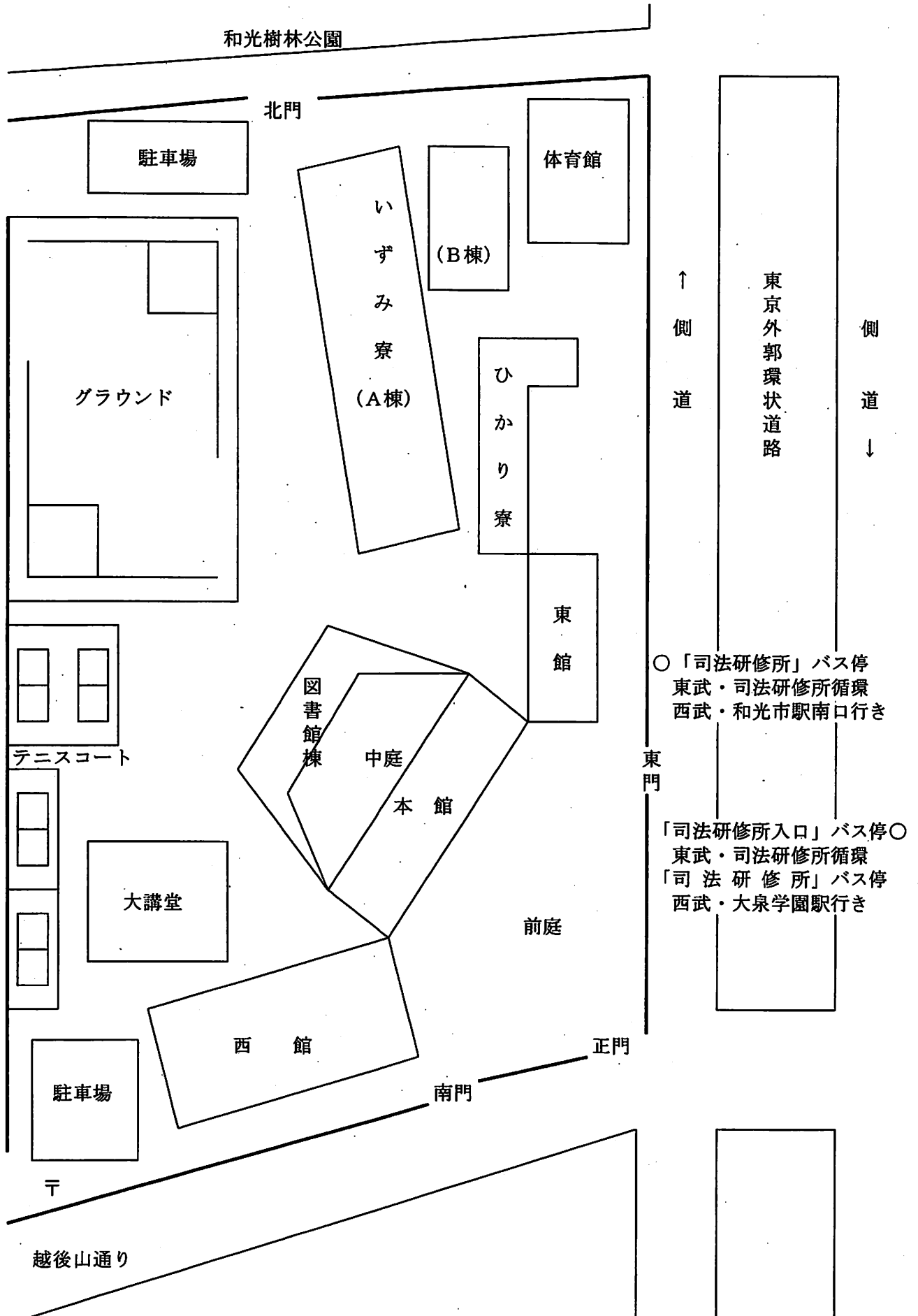
(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	平		日	
5				
6	00	16	31	45
7	00	14	28	40 52
8	04	16	30	44 58
9	14	29	41	54
10	06	24	37	51
11	13	31	49	
12	13	36	57	
13	22	45		
14	10	31	48	
15	01	17	30	40 52
16	04	18	34	45 57
17	12	25	36	46 57
18	09	24	37	48
19	01	17	31	45
20	00	22	44	
21	06	28	50	
22	12	34		

(2) 西武バス「成増駅行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅			
時	平		日	
5	55			
6	05	15	25	35 45
7	00	10	20	31 43 56
8	09	24	38	52
9	06	20	34	49
10	04	19	35	51
11	07	23	39	55
12	10	27	43	59
13	15	32	48	
14	03	18	33	48
15	03	18	32	46
16	01	16	31	46
17	01	16	31	46
18	01	16	31	46
19	01	16	31	50
20	09	28	46	
21	05	25	46	
22	09			

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

- 1 入寮受付は、協議会当日の午後零時から行います。
- 2 寮室
 - (1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。
 - (2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプーリンス、タオル）、バスタオル及び浴衣は用意してありますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。
下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。
- 3 利用料金は、1泊料金は2,350円、2泊目が500円です。
- 4 寮室備付け電話の使用
 - (1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。
 - (2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。
 - (3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。
- 5 エアコンの使用について
エアコンは、24時間使用できます。
- 6 自動販売機の利用について
1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。
- 7 緊急時等の対応について
夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は午前8時から図書館棟2階の食堂(現金払い360円)が利用できます。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、浴衣、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続きは、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門(午前8時から午後6時30分まで)、東門(車

出入口:午前8時から午後9時まで、歩行者出入口:終日開放)又は北門(歩行者出入口:終日開放)を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所(塵芥室外)以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、総務課寮務係(

)にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食

午前8時から午前9時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食堂に直接お支払いください。

2 昼食

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、総務課庶務係(048-460-2000)にお問い合わせください。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月1日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月2日(火)の朝食は
入寮受付は15:00~20:00です。
- ※6月1日入寮希望者のみ記載
① 到着予定時刻(時 分頃)
② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

2 6月2日(火)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月3日(水)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

3 6月2日(火)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-1)

4 6月2日(火)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月2日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月7日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月8日(月)の朝食は
入寮受付は15:00~19:00です。
- ※6月7日入寮希望者のみ記載
① 到着予定時刻(時 分頃)
② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

2 6月8日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月9日(火)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
- 食堂を利用する。
 食堂を利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
[]

3 6月8日(月)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月8日(月)の懇談会に 出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を 往復
 往路のみ
 復路のみ] 利用し,

グリーン車を 往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月8日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

司研総第000208号

平成21年3月6日

東京弁護士会会長 殿

第一東京弁護士会会長 殿

第二東京弁護士会会長 殿

司法研修所長 大野市太郎

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

ついては、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください(送付書不要、ファクシミリ()可)。

また、平成21年度11月期採用(新第63期)司法修習生から新たに配属庁となる、多摩支部の司法修習生指導担当者についてもオブザーバー参加をいただきたいと思っておりますので、4月28日(火)までに同様の方法で、同係あてに回答してください。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、多摩支部の司法修習生指導担当者に対しては、貴会から周知してください。

(別紙様式)

平成21年 月 日

司法研修所長 殿

(庁 会 長)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第 回)の出席者について

(3月6日付け司研総第000208号に対する回答)

標記の出席者については、下記のとおりです。

記

官 職	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習の 期別	備 考

(注) 標題の「第 回」には、出席する回(「1」又は「2」)を記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月2日(火)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月8日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(電子メール()又はファクシミリ()送信可。送付書不要)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（印鑑（シヤチハタ等のスタンプ式は不可）を御用意ください。）（7の利用代金及び懇談会費を差し引いた金額になります。）。

なお、東京地方裁判所（立川支部を除く。）からの出席者は、所属庁のパスネット及びバスカードを利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

おって、弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成22年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用代金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月8日（水）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、フアクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

(1) 別紙第9-1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2) 別紙第9-2「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数				開 催 月 日		
		地方裁判所		検 察 庁	弁 護 士 会		計	
		民 事	刑 事					
東 京	東 京	2	2	2	東京 1(1)	【第1回】 6月2日 (火)		
	(立川支部)	(1)	(1)	(1)	第一東京 1(1) 第二東京 1(1) (多摩支部) (3)		(6)	
	横 浜	1	1	1	(埼玉)		1	4
	さいたま	1	1	1	(千葉県)		1	4
	千 葉	1	1	1	(茨城県)		1	4
	水 戸	1	1	1	(栃木県)		1	4
	宇 都 宮	1	1	1	(群馬)		1	4
	前 橋	1	1	1	(静岡県)		1	4
	静 岡	1	1	1	(山梨県)		1	4
	甲 府	1	1	1	(長野県)		1	4
	長 野	1	1	1	(新潟県)		1	4
	新 潟	1	1	1	(愛知県)		1	4
名 古 屋	名 古 屋	1	1	1	(岐阜県)	1	4	
	岐 阜	1	1	1	(岐阜県)	1	4	
	金 沢	1	1	1	(富山県)	1	4	
仙 台	富 山	1	1	1	(富山県)	1	4	
	仙 台	1	1	1		1	4	
	福 島	1	1	1	(福島県)	1	4	
	山 形	1	1	1	(山形県)	1	4	
	盛 岡	1	1	1	(岩手)	1	4	
札 幌	秋 田	1	1	1		1	4	
	青 森	1	1	1	(青森県)	1	4	
	札 幌	1	1	1		1	4	
	函 館	1	1	1		1	4	
(計)	旭 川	1	1	1		1	4	
	釧 路	1	1	1		1	4	
	25(1)	26(1)	26(1)	26(1)	27(3)	105(6)		
	大 阪	1	1	1		1	4	
大 阪	京 都	1	1	1		1	4	
	神 戸	1	1	1	(兵庫県)	1	4	
	奈 良	1	1	1		1	4	
	大 津	1	1	1	(滋賀)	1	4	
	和 歌 山	1	1	1		1	4	
名 古 屋	津	1	1	1	(三重)	1	4	
	福 井	1	1	1		1	4	
広 島	広 島	1	1	1		1	4	
	山 口	1	1	1	(山口県)	1	4	
	岡 山	1	1	1		1	4	
	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	1	4	
	松 江	1	1	1	(島根県)	1	4	
福 岡	福 岡	1	1	1	(福岡県)	1	4	
	佐 賀	1	1	1	(佐賀県)	1	4	
	長 崎	1	1	1	(長崎県)	1	4	
	大 分	1	1	1	(大分県)	1	4	
	熊 本	1	1	1	(熊本県)	1	4	
	鹿 児 島	1	1	1	(鹿児島県)	1	4	
	宮 崎	1	1	1	(宮崎県)	1	4	
	那 覇	1	1	1	(沖縄)	1	4	
高 松	高 松	1	1	1	(香川県)	1	4	
	徳 島	1	1	1		1	4	
	高 知	1	1	1		1	4	
	松 山	1	1	1	(愛媛)	1	4	
(計)	25	25	25	25	25	100		
合 計	50(1)	51(1)	51(1)	51(1)	52(3)	205(6)		

【第1回】
6月2日
(火)【第2回】
6月8日
(月)

(別紙第2)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

(出題理由)

分野別実務修習から開始する新司法修習の実施は2年目を迎えているが、新第63期が採用される本年11月下旬以降は、全ての実務修習地(立川を含む。)で新修習を実施することとなる。

各配属庁会におかれては、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則並びにこれらを更に具体化した一定の方針(例えば、昨年11月に単位弁護士会に配布された「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」)に基づいて御指導いただいているところであるが、新修習を受け入れた配属庁会から、新第62期司法修習生の実情(能力、資質等)について従前の司法修習生とも比較しつつ報告していただきながら、これまでの指導実績を踏まえ、分野別実務修習における指導内容、方法等の留意点について協議したい。

2 選択型実務修習の実情と課題について

(出題理由)

新修習で初めて採り入れられた選択型実務修習も3年目を迎えているが、新修習を受け入れた配属庁会から、個別修習プログラム策定、修習対象者の決定、今までの司法修習生の選択型実務修習の修習実績(ホームグラウンドにおけるものを含む。)等の実情及び課題について報告していただいた上で、今後の選択型実務修習における運用の留意点について協議したい。

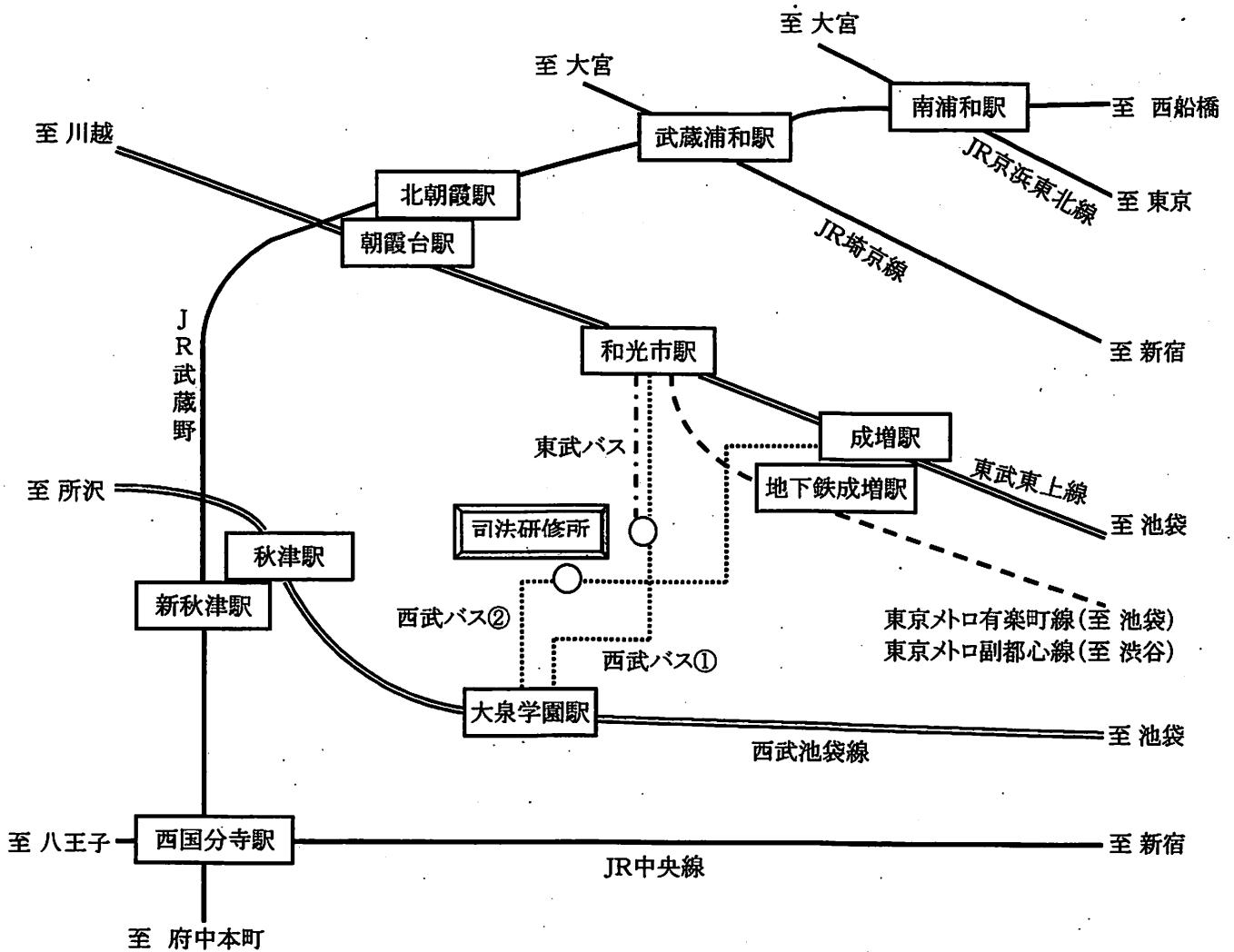
(別紙第3)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月2日(火)	12:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮費徴収, 入寮手 続等〕	
	13:00		
	〔第2回〕 6月8日(月)	13:00	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:45	
		14:00	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30	総合協議(中講堂)	
	17:00		
	17:20	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	
	19:00		

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅	〔東武東上線〕	→ 和光市駅	約16分(急行又は準急)
池袋駅	〔東京メトロ有楽町線〕	→ 和光市駅	約18分
渋谷駅	〔東京メトロ副都心線〕	→ 和光市駅	約35分(急行)
池袋駅	〔西武池袋線〕	→ 大泉学園駅	約15分(準急)
西国分寺駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約19分
武蔵浦和駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約8分
南浦和駅	〔JR武蔵野線〕	→ 北朝霞駅	約10分
朝霞台駅	〔東武東上線〕	→ 和光市駅	約6分

・バス

和光市駅	〔東武バス 司法研修所循環〕	→ 司法研修所	約10分
和光市駅	〔西武バス① 大泉学園駅行き〕	→ 司法研修所	約10分
(和光市駅 徒歩)		→ 司法研修所	約25分(約2km)
大泉学園駅	〔西武バス① 和光市駅南口行き〕	→ 司法研修所	約12分
大泉学園駅	〔西武バス② 成増駅行き〕	→ 司法研修所	約15分

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入り行き」に乗車,
バス停「司法研修所入り」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「司法研修所入り」									
時	平					日				
6	23	35	45	56						
7	05	12	24	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	*49	55				
15	10	19	31	*43	50	57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	*34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									
*印: 司法研修所入り止まり										

(2) 西武バス「大泉学園北口行き」又は
「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修
所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
行先	「大泉学園北口」又は「長久保」				
時	平		日		
6	26	43	58		
7	13	29	43	56	
8	10	21	33	47	
9	01	15	29	44	
10	00	22	38	55	
11	19	36	54		
12	17	37	5	9	
13	25	46			
14	13	34	54		
15	16	30	41	54	
16	08	20	32	46	58
17	13	25	36	49	
18	00	14	25	37	48
19	01	16	29	41	55
20	13	28	41	55	
21	11	26	42		
22	00	20	40		
23	00				

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

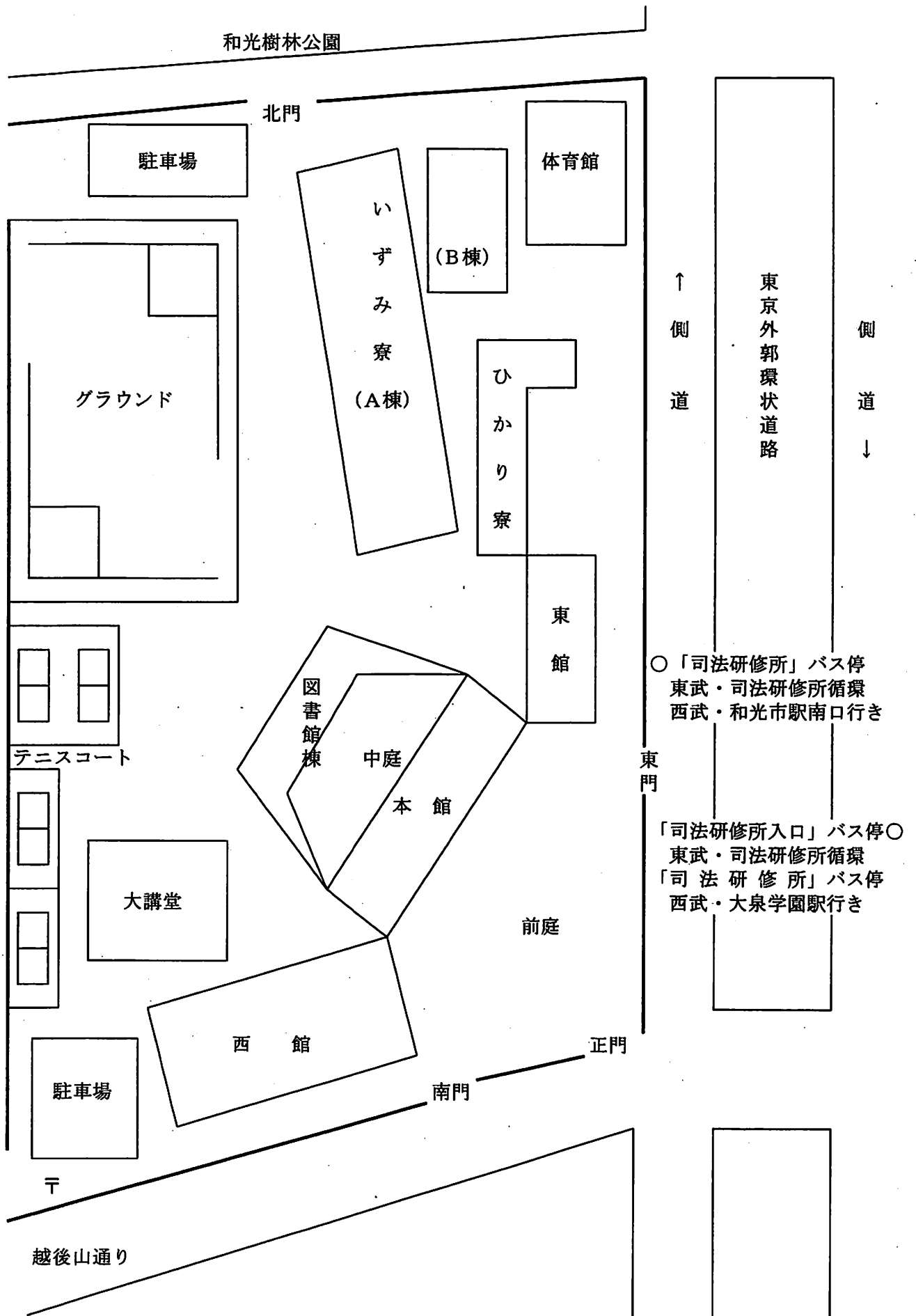
(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停
「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口				
行先	和光市駅南口				
時	平		日		
5					
6	00	16	31	45	
7	00	14	28	40	52
8	04	16	30	44	58
9	14	29	41	54	
10	06	24	37	51	
11	13	31	49		
12	13	36	57		
13	22	45			
14	10	31	48		
15	01	17	30	40	52
16	04	18	34	45	57
17	12	25	36	46	57
18	09	24	37	48	
19	01	17	31	45	
20	00	22	44		
21	06	28	50		
22	12	34			

(2) 西武バス「成増駅行き」に乗車, バス停「司法
研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅					
時	平		日			
5	55					
6	05	15	25	35	45	
7	00	10	20	31	43	56
8	09	24	38	52		
9	06	20	34	49		
10	04	19	35	51		
11	07	23	39	55		
12	10	27	43	59		
13	15	32	48			
14	03	18	33	48		
15	03	18	32	46		
16	01	16	31	46		
17	01	16	31	46		
18	01	16	31	46		
19	01	16	31	50		
20	09	28	46			
21	05	25	46			
22	09					

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

1 入寮受付は、協議会当日の午後零時から行います。

2 寮室

(1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。

(2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）、バスタオル及び浴衣は用意してありますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。

なお、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。
下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。

3 利用料金は、1泊料金は2,350円、2泊目が500円です。

4 寮室備付け電話の使用

(1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。

(2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。

5 エアコンの使用について

エアコンは、24時間使用できます。

6 自動販売機の利用について

1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7 緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は午前8時から図書館棟2階の食堂(現金払い360円)が利用できます。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、浴衣、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続きは、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門(午前8時から午後6時30分まで)、東門(車出入口:午前8時から午後9時まで、歩行者出入口:終日開放)又は北門(歩行者出入口:終日開放)を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所(塵芥室外)以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、総務課寮務係()にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食

午前8時から午前9時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食堂に直接お支払いください。

2 昼食

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払いください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、総務課庶務係(048-460-2000)にお問い合わせください。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [redacted])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月1日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月2日(火)の朝食は
入寮受付は15:00~20:00です。

※6月1日入寮希望者のみ記載

① 到着予定時刻(時 分頃)

② 携帯番号(- -)

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

2 6月2日(火)の宿泊施設として、いずみ寮を

利用し、6月3日(水)の朝食は
入寮受付は12:00~です。

食堂を利用する。

食堂を利用しない。

利用しない。

いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。

自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

[]

3 6月2日(火)の昼食は

食堂を利用する予定である。

食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-1)

4 6月2日(火)の懇談会に (出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を (往復
 往路のみ
 復路のみ) 利用し,

グリーン車を (往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月2日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月7日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月8日(月)の朝食は
入寮受付は15:00~19:00です。
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。

※6月7日入寮希望者のみ記載

 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

2 6月8日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月9日(火)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

3 6月8日(月)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
- 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月8日(月)の懇談会に (出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を (往復
 往路のみ
 復路のみ) 利用し,

グリーン車を (往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月8日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

司研総第000209号

平成21年3月6日


日本弁護士連合会会長 殿

司法研修所長 大野 市太郎

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催しますから、貴連合会司法修習委員会委員1人が参列されますよう御配慮ください。

については、参列者の氏名を別紙様式により4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください(送付書不要、ファクシミリ()可)。

なお、標記の協議会の開催について、実務修習地の弁護士会会長に対し、別紙のとおり通知しました。

(別紙様式)

平成21年 月 日

司法研修所長 殿

(会 長)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の参列者について

(3月6日付け司研総第000209号に対する回答)

標記の参列者については、下記のとおりです。

記

役職名	ふりがな 氏 名	男女の別	司法修習 の期別	備 考

(注) 「備考」欄に、「第1回」又は「第2回」と記入する。

実施要領

1 開催日，対象庁会等

別紙第1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

2 開催場所，宿舍等

(1) 開催場所 司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3番8号

電話番号 048-460-2000 (代表)

来庁方法等については，別紙第4「司法研修所への交通案内図」，別紙第5「バス運行時刻表」及び別紙第6「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2) 集合時刻

ア 第1回出席者及び参列者 6月2日(火)午後零時50分

イ 第2回出席者及び参列者 6月8日(月)午後零時50分

(3) 宿泊場所 宿舍を必要とする協議会出席者及び参列者には，当研修所いずみ寮を用意します(別紙第7「司法研修所いずみ寮の利用について」参照)。

なお，いずみ寮以外の宿泊施設を利用する場合でも，寮に宿泊した場合の宿泊料が支給されますので，あらかじめ御了承ください。

3 協議事項

新司法修習に関し，別紙第2「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください(電子メール(

)又はファクシミリ(

)送信可。送付書不要)。

4 日程

別紙第3「日程表」のとおり

5 出席者

出席者名簿は、追って送付します。

6 旅費

協議会当日、受付（本館エントランスホール）において支給します（印鑑（シヤチハタ等のスタンプ式は不可）を御用意ください。）（7の利用代金及び懇談会費を差し引いた金額になります。）。

なお、東京地方裁判所（立川支部を除く。）からの出席者は、所属庁のパスネット及びバスカードを利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

おって、弁護士会からの出席者については、支給される日当から所得税を源泉徴収し、平成22年2月上旬に当研修所から支払調書（源泉徴収済みであることを明らかにする書面）を送付します。

7 支払関係

いずみ寮の利用代金（利用者のみ。別紙第7の3参照）及び懇談会費（希望者のみ。4,000円）は、協議会当日、受付において徴収します。

8 提出書類

出席者及び参列者は、(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上、4月8日（水）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要、ファクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

(1) 別紙第9-1「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2) 別紙第9-2「平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9 その他

食堂については、別紙第8「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

- 別紙第1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表
- 別紙第2 協議事項
- 別紙第3 日程表
- 別紙第4 司法研修所への交通案内図
- 別紙第5 バス運行時刻表
- 別紙第6 司法研修所配置図
- 別紙第7 司法研修所いずみ寮の利用について
- 別紙第8 司法研修所食堂の利用について
- 別紙第9-1 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第1回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
- 別紙第9-2 平成21年度司法修習生指導担当者協議会（第2回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

平成21年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高 裁 管 内	実 務 修 習 地	出 席 者 数				開 催 月 日	
		地方裁判所		検 察 庁	弁 護 士 会		計
		民 事	刑 事				
東 京	東 京	2	2	2	東京 1(1)	9	
	(立川支部)	(1)	(1)	(1)	第一東京 1(1) 第二東京 1(1) (多摩支部) (3)	(6)	
	横 浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉)	4	
	千 葉	1	1	1	(千葉県)	4	
	水 戸	1	1	1	(茨城県)	4	
	宇 都 宮	1	1	1	(栃木県)	4	
	前 橋	1	1	1	(群馬)	4	
	静 岡	1	1	1	(静岡県)	4	
	甲 府	1	1	1	(山梨県)	4	
	長 野	1	1	1	(長野県)	4	
	新 潟	1	1	1	(新潟県)	4	
	名 古 屋	名 古 屋	1	1	1	(愛知県)	4
岐 阜		1	1	1	(岐阜県)	4	
金 沢		1	1	1	1	4	
富 山		1	1	1	(富山県)	4	
仙 台	仙 台	1	1	1	1	4	
	福 島	1	1	1	(福島県)	4	
	山 形	1	1	1	(山形県)	4	
	盛 岡	1	1	1	(岩手)	4	
	秋 田	1	1	1	1	4	
札 幌	青 森	1	1	1	(青森県)	4	
	札 幌	1	1	1	1	4	
	函 館	1	1	1	1	4	
	旭 川	1	1	1	1	4	
(計)	25(1)	26(1)	26(1)	26(1)	27(3)	105(6)	
	大 阪	大 阪	1	1	1	1	4
		京 都	1	1	1	1	4
		神 戸	1	1	1	(兵庫県)	4
		奈 良	1	1	1	1	4
		大 津	1	1	1	(滋賀)	4
	名 古 屋	和 歌 山	1	1	1	1	4
		津	1	1	1	(三重)	4
	広 島	福 井	1	1	1	1	4
		広 島	1	1	1	1	4
		山 口	1	1	1	(山口県)	4
		岡 山	1	1	1	1	4
	福 岡	鳥 取	1	1	1	(鳥取県)	4
松 江		1	1	1	(島根県)	4	
福 岡		1	1	1	(福岡県)	4	
佐 賀		1	1	1	(佐賀県)	4	
長 崎		1	1	1	(長崎県)	4	
大 分		1	1	1	(大分県)	4	
熊 本		1	1	1	(熊本県)	4	
鹿 児 島		1	1	1	(鹿児島県)	4	
宮 崎		1	1	1	(宮崎県)	4	
高 松	那 覇	1	1	1	(沖縄)	4	
	高 松	1	1	1	(香川県)	4	
	徳 島	1	1	1	1	4	
	高 知	1	1	1	1	4	
(計)	25	25	25	25	25	100	
	合 計	50(1)	51(1)	51(1)	51(1)	52(3)	205(6)

【第1回】

6月2日
(火)

【第2回】

6月8日
(月)

(別紙第2)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

協 議 事 項

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

(出題理由)

分野別実務修習から開始する新司法修習の実施は2年目を迎えているが、新第63期が採用される本年11月下旬以降は、全ての実務修習地(立川を含む。)で新修習を実施することとなる。

各配属庁会におかれては、司法修習生指導要綱(甲)及び分野別実務修習における各分野の指導準則並びにこれらを更に具体化した一定の方針(例えば、昨年11月に単位弁護士会に配布された「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」)に基づいて御指導いただいているところであるが、新修習を受け入れた配属庁会から、新第62期司法修習生の実情(能力、資質等)について従前の司法修習生とも比較しつつ報告していただきながら、これまでの指導実績を踏まえ、分野別実務修習における指導内容、方法等の留意点について協議したい。

2 選択型実務修習の実情と課題について

(出題理由)

新修習で初めて採り入れられた選択型実務修習も3年目を迎えているが、新修習を受け入れた配属庁会から、個別修習プログラム策定、修習対象者の決定、今までの司法修習生の選択型実務修習の修習実績(ホームグラウンドにおけるものを含む。)等の実情及び課題について報告していただいた上で、今後の選択型実務修習における運用の留意点について協議したい。

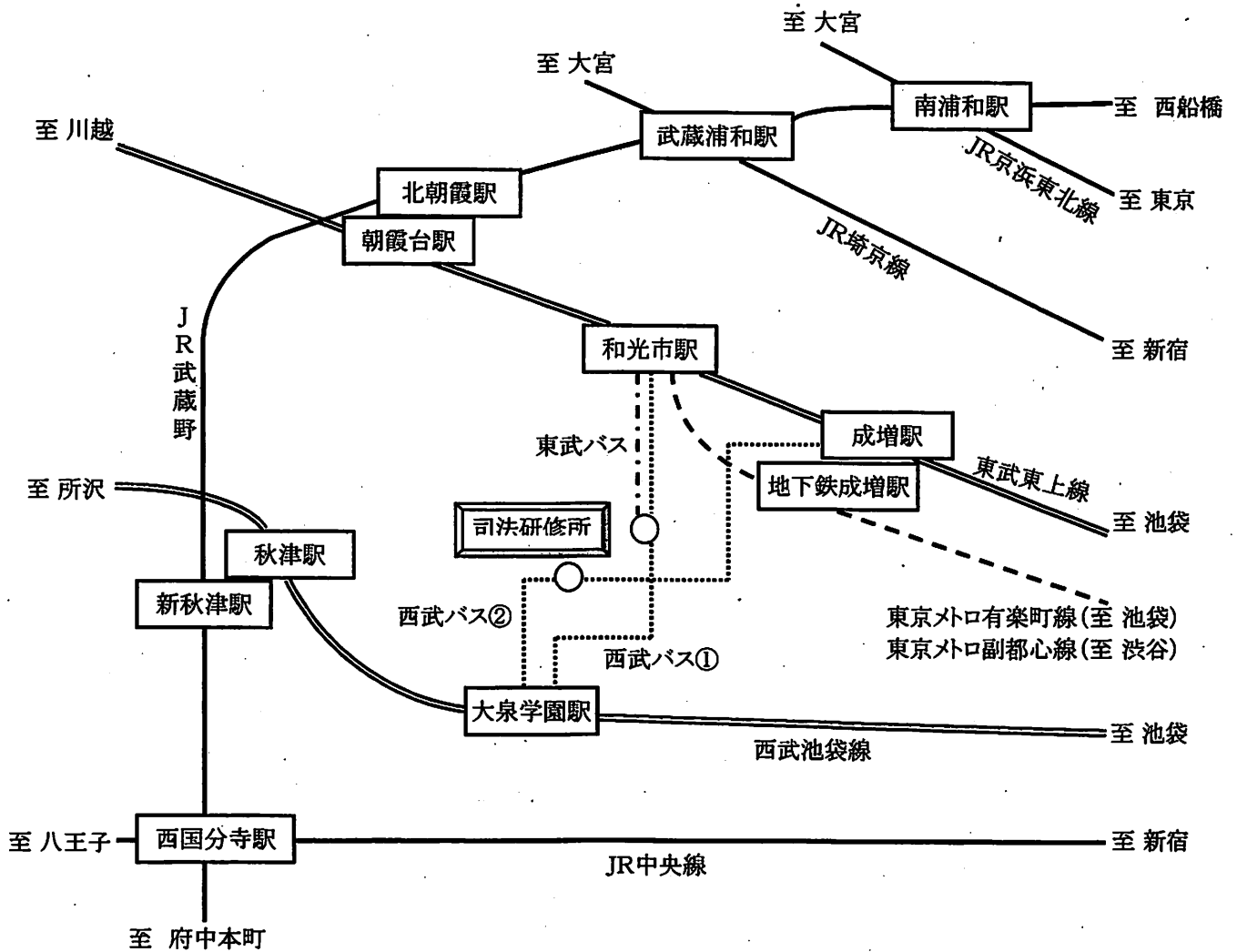
(別紙第3)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会

日 程 表

月 日	時 間	実 施 内 容	
〔第1回〕 6月2日(火)	12:00	受付(本館1階エントランスホール) 〔到着確認, 懇談会費・寮費徴収, 入寮手 続等〕	
	13:00		
	〔第2回〕 6月8日(月)	13:00	司法研修所長あいさつ 事務局説明 } (中講堂)
		13:45	
		14:00	分科協議 民事裁判(第5教室 西館2階) 刑事裁判(第6教室 西館2階) 検 察(第7教室 西館2階) 弁 護(第8教室 西館2階)
	16:30	総合協議(中講堂)	
	17:00		
	17:20	懇談会(図書館棟1階多目的ホール) ※ 希望者のみ	
	19:00		

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】 埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

- 池袋駅 ——— [東武東上線] —————> 和光市駅 約16分(急行又は準急)
- 池袋駅 ——— [東京メトロ有楽町線] —————> 和光市駅 約18分
- 渋谷駅 ——— [東京メトロ副都心線] —————> 和光市駅 約35分(急行)
- 池袋駅 ——— [西武池袋線] —————> 大泉学園駅 約15分(準急)
- 西国分寺駅 — [JR武蔵野線] —————> 北朝霞駅 約19分
- 武蔵浦和駅 — [JR武蔵野線] —————> 北朝霞駅 約8分
- 南浦和駅 ——— [JR武蔵野線] —————> 北朝霞駅 約10分
- 朝霞台駅 ——— [東武東上線] —————> 和光市駅 約6分

・バス

- 和光市駅 ——— [東武バス 司法研修所循環] —————> 司法研修所 約10分
- 和光市駅 ——— [西武バス① 大泉学園駅行き] —————> 司法研修所 約10分
- (和光市駅 ——— 徒歩 —————> 司法研修所 約25分(約2km))
- 大泉学園駅 — [西武バス① 和光市駅南口行き] —————> 司法研修所 約12分
- 大泉学園駅 — [西武バス② 成増駅行き] —————> 司法研修所 約15分

バス運行時刻表 (最寄り駅から司法研修所まで)

1 東武東上線, 東京メトロ有楽町線, 副都心線 和光市駅南口発

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「司法研修所入口行き」に乗車, バス停「司法研修所入口」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口				
	司法研修所循環 又は 司法研修所入口				
行先	平 日				
時					
6	23	35	45	56	
7	05	12	24	35	43 50 56
8	03	10	17	22	27 35 43 49 54
9	01	06	12	*17	*23 27 *33 41 54
10	*05	22	37	*47	53
11	03	13	25	40	53
12	10	23	*40	54	
13	10	25	40	55	
14	09	25	*35	40	*49 55
15	10	19	31	*43	50 57
16	04	17	31	45	54
17	02	11	16	22	28 34 42 48 55
18	00	07	*14	18	24 30 *34 *37 43 50
19	00	13	*22	30	*40 51
20	*01	09	22	38	49
21	02	13	27	41	56
22	10	22	35	47	*58
23	*11				

*印：司法研修所入口止まり

(2) 西武バス「大泉学園北口行き」又は「長久保行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車

(所要時間 約10分)

発	和光市駅南口			
	大泉学園北口 又は 長久保			
行先	平 日			
時				
6	26	43	58	
7	13	29	43	56
8	10	21	33	47
9	01	15	29	44
10	00	22	38	55
11	19	36	54	
12	17	37	5	9
13	25	46		
14	13	34	54	
15	16	30	41	54
16	08	20	32	46 58
17	13	25	36	49
18	00	14	25	37 48
19	01	16	29	41 55
20	13	28	41	55
21	11	26	42	
22	00	20	40	
23	00			

2 西武池袋線大泉学園駅北口発

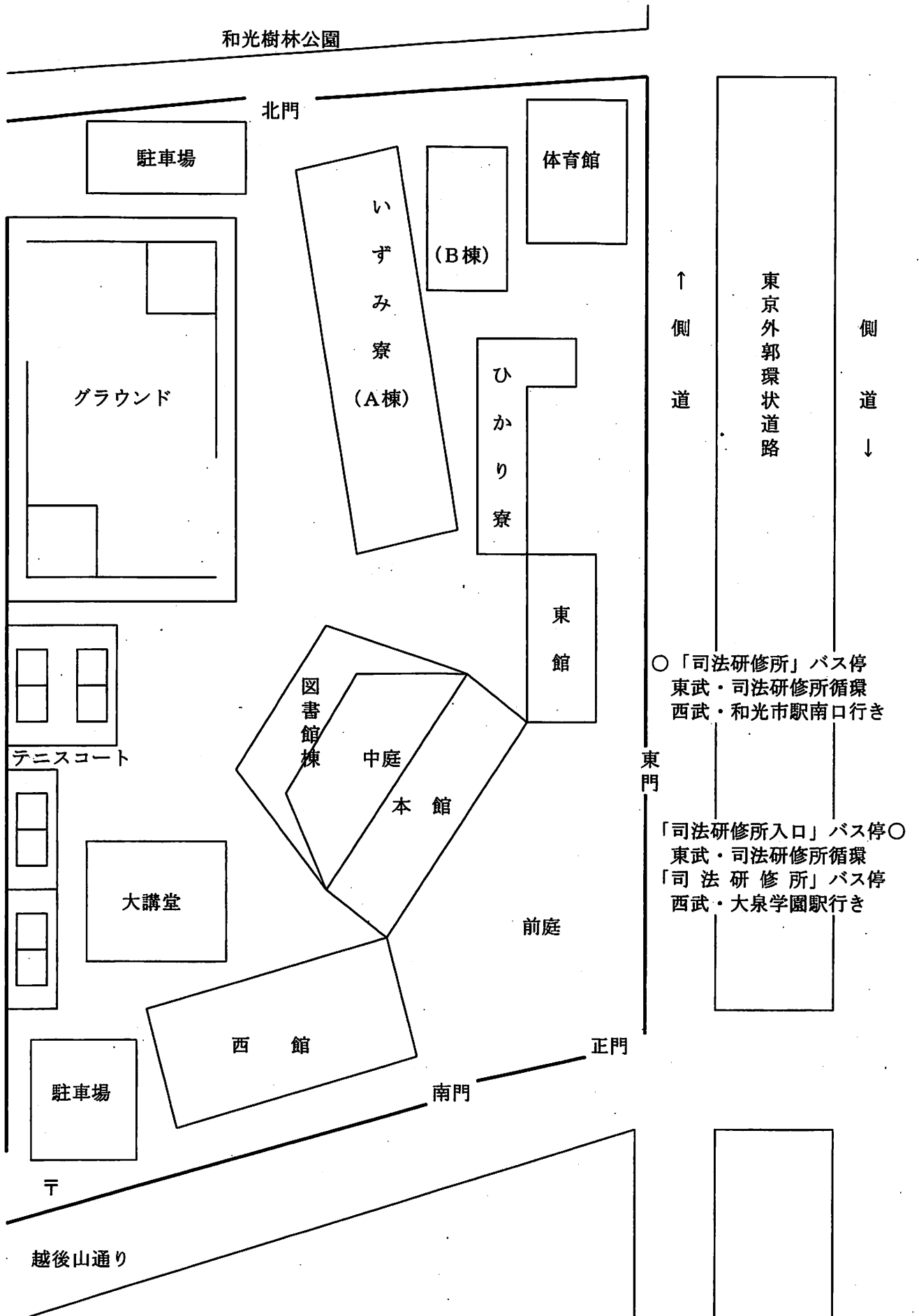
(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約12分)

発	大泉学園駅北口			
	和光市駅南口			
行先	平 日			
時				
5				
6	00	16	31	45
7	00	14	28	40 52
8	04	16	30	44 58
9	14	29	41	54
10	06	24	37	51
11	13	31	49	
12	13	36	57	
13	22	45		
14	10	31	48	
15	01	17	30	40 52
16	04	18	34	45 57
17	12	25	36	46 57
18	09	24	37	48
19	01	17	31	45
20	00	22	44	
21	06	28	50	
22	12	34		

(2) 西武バス「成増駅行き」に乗車, バス停「司法研修所」にて下車 (所要時間 約15分)

発	大泉学園駅北口			
	成増駅			
行先	平 日			
時				
5	55			
6	05	15	25	35 45
7	00	10	20	31 43 56
8	09	24	38	52
9	06	20	34	49
10	04	19	35	51
11	07	23	39	55
12	10	27	43	59
13	15	32	48	
14	03	18	33	48
15	03	18	32	46
16	01	16	31	46
17	01	16	31	46
18	01	16	31	46
19	01	16	31	50
20	09	28	46	
21	05	25	46	
22	09			

司法研修所配置図



(別紙第7)

司法研修所いずみ寮の利用について

- 1 入寮受付は、協議会当日の午後零時から行います。
- 2 寮室
 - (1) 司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては、司法研修所が行います。
 - (2) 寮室は、バス、トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ、石鹸、シャンプー、リンス、タオル）、バスタオル及び浴衣は用意してありますが、それ以外のものについては、各自で御用意ください。
なお、下足箱に上履用のスリッパが入っていますので、履き替えてください。
下足箱は、寮室番号と同一のものを使用してください。
- 3 利用料金は、1泊料金は2,350円、2泊目が500円です。
- 4 寮室備付け電話の使用
 - (1) 寮室備付けの電話機は、着信のほか、内線又は外線として使用することができます。
 - (2) 発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は、電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入、使用及び精算の方法については、1階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。
 - (3) 寮室の電話番号は、入寮日に通知します。
- 5 エアコンの使用について
エアコンは、24時間使用できます。
- 6 自動販売機の利用について
1階ロビーに自動販売機コーナーがあります。
- 7 緊急時等の対応について
夜間に緊急を要する場合には、寮室備付けの電話機で[]番又は[]番を押してください。[]に繋がりますので、その指示に従ってください。

8 朝食について

朝食は午前8時から図書館棟2階の食堂(現金払い360円)が利用できます。

9 退寮について

退寮の際、使用したシーツ、浴衣、バスマット、枕カバー及びバスタオルなどは、リネン室に入れるようにしてください。

退寮手続きは、午前9時20分までに寮室の鍵を寮事務室へ返還してください。

10 各寮室に、洗面用又は入浴用として午前7時から翌日午前零時まで給湯します。

また、給湯室の湯沸器は24時間利用できます。

11 門限は午後11時です。

12 司法研修所への入構は、正門(午前8時から午後6時30分まで)、東門(車

出入口:午前8時から午後9時まで、歩行者出入口:終日開放)又は北門(歩行者出入口:終日開放)を利用してください。

13 寮室及び灰皿が設置されている場所(塵芥室外)以外での喫煙はできません。

14 その他入寮に関して御不明の点がある場合は、総務課寮務係(

)にお問い合わせください。

(別紙第8)

司法研修所食堂の利用について

1 朝食

午前8時から午前9時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金は1食360円となっております。食堂に直接お支払ください。

2 昼食

午前11時30分から午後1時までの間、図書館棟2階の第2食堂をご利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが、1食300円から500円程度となっております。食事の後、食堂に直接お支払ください。

3 その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は、総務課庶務係（048-460-2000）にお問い合わせください。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第1回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月1日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月2日(火)の朝食は
入寮受付は15:00~20:00です。
- ※6月1日入寮希望者のみ記載
- ① 到着予定時刻(時 分頃)
- ② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
- 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
- []

2 6月2日(火)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月3日(水)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
- 利用しない。
- いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
- 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)
- []

3 6月2日(火)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
- 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-1)

4 6月2日(火)の懇談会に (出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を (往復
 往路のみ
 復路のみ) 利用し、

グリーン車を (往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月2日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

平成 年 月 日

司法研修所事務局総務課庶務係 御中
(FAX番号 [REDACTED])

(庁会名)

(自宅住所)

〒

(氏名)

平成21年度司法修習生指導担当者協議会(第2回)における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について(回答)

標記の利用等については、下記のとおりです。

1 6月7日(日)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月8日(月)の朝食は
入寮受付は15:00~19:00です。
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。

※6月7日入寮希望者のみ記載

 - ① 到着予定時刻(時 分頃)
 - ② 携帯番号(- -)
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

2 6月8日(月)の宿泊施設として、いずみ寮を

- 利用し、6月9日(火)の朝食は
入寮受付は12:00~です。
 - 食堂を利用する。
 - 食堂を利用しない。
- 利用しない。
 - いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
 - 自宅等(親戚、知人宅を含む。)を利用する。
(住所・市区町村名まで)

3 6月8日(月)の昼食は

- 食堂を利用する予定である。
- 食堂を利用する予定はない。

(別紙第9-2)

4 6月8日(月)の懇談会に (出席する。
 出席しない。

5 交通機関の利用について

新幹線(特急)を (往復
 往路のみ
 復路のみ) 利用し、

グリーン車を (往復利用する。
 往路のみ利用する。
 復路のみ利用する。
 利用しない。

航空機を利用する (往復利用 往路のみ 復路のみ)

(注) ① 該当する□内にレ印を付してください。

② 懇談会費(4,000円)及び宿泊料は、6月8日の協議会受付において徴収します。
朝食及び昼食は、食堂にて現金払いでの利用となります。

司研総第000204号

平成21年3月6日

地方検察庁検事正 殿（東京を除く。）

弁護士会会長 殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長 大野市太郎

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により4月8日（水）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要、ファクシミリ（XXXXXXXXXX）可）。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

司研総第000208号

平成21年3月6日

東京弁護士会会長 殿

第一東京弁護士会会長 殿

第二東京弁護士会会長 殿

司法研修所長 大野市太郎

平成21年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

(通知)

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため、標記の協議会を当研修所において別添「実施要領」のとおり開催します。

については、同実施要領を出席者に交付の上、出席者の氏名を別紙様式により4月8日(水)までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください(送付書不要、ファクシミリ()可)。

また、平成21年度11月期採用(新第63期)司法修習生から新たに配属庁となる、多摩支部の司法修習生指導担当者についてもオブザーバー参加をいただきたいと思いますので、4月28日(火)までに同様の方法で、同係あてに回答してください。

なお、出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は、当研修所が行います。

おって、多摩支部の司法修習生指導担当者に対しては、貴会から周知してください。

平成21年度司法修習生指導担当者協議会第1回(平成21年6月2日(火)開催)

総合協議要録(各分科協議結果発表)

()内は、発表者である。

<民事裁判(釧路地方裁判所 菊池憲久判事)>

1 分野別実務修習の指導上の留意点等について

新62期司法修習生の能力、資質及び意欲についての各庁の感想や意見としては、全体として新修習と現行型修習の修習生の間で大きな能力差があるという認識はないが、個々人間の能力のばらつきが大きいとの指摘が多くありました。新修習の修習生の修習態度については、現行型修習より修習期間が短いこともあって、総じて真面目で意欲的な者が多いと感じられるとの意見が多かったですが、中には修習に消極的な者もいるので、その者に対する指導に苦慮しているとの意見もありました。

具体的には、現行型修習の修習生と比べて、ロースクールで教育を受けていることもあって、議論をさせるとそれなりに力を発揮する者が多く、プレゼン能力は高い者が多いとの意見がある一方で、論理的な文章による表現力に問題がある者や実体法や手続法の基礎的知識に不安がある者が少なくないという意見も多く述べられていました。

このような現状をふまえ、各庁で起案等の工夫例が紹介されました。例えば、同じ記録を複数の修習生に起案させて議論させている庁、基本的な事件を数件選んで配てんし、訴訟物から法律上の問題点までじっくり検討させるようにしている庁、訴訟手続に関する簡単な模擬裁判を実施している庁などがありました。大規模庁では、オリエンテーションとして講義をしたり、一斉起案を実施したり、要件事実の勉強会等を開催して、修習生間の能力の平準化を図っている例も紹介されました。修習生の起案用に適切な事件がないこともあるので、

適当な既済記録をストックしておいて、適宜その記録を起案等に使用するという庁が多くありました。

また、今後の新修習は、既に実施している各庁の工夫例をさらに深化させ、工夫していくべきだという意見が出されました。

2 選択型実務修習の実情と課題について

既に選択型実務修習を実施している庁から、分野別実務修習などで見聞したものを体系化する作業をしているという報告がありました。選択型実務修習を分野別実務修習を補完するものとして実施している庁もありましたが、どちらかといえば深化として位置づけているという庁が多くありました。執行、保全、破産などのプログラムについて具体的な修習内容が紹介されたほか、医療集中部や行政部などの特殊部でのプログラムも紹介されました。

今後の選択型実務修習の在り方としては、内容面については、修習生のモチベーションが上げられるような、修習生にとって魅力のあるプログラムにする工夫を続けるべきだという認識が示され、可能な限り修習生の希望やニーズにあわせて、各庁の実情に応じて柔軟な対応をすべきだという方向性でまとめられました。

< 刑事裁判（釧路地方裁判所 金子大作判事） >

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

刑事裁判修習の指導方針につき、教官室から、新司法修習の指導、理念及び目標をふまえた指導の基本的な方向性、ロースクールとの役割分担、裁判員裁判を中心とする新しい刑事裁判に対応できる法曹養成の必要性や重要性、あるいは分野別実務修習における具体的な指導方法、集合修習における指導の状況等につき、具体的な例や視点を交えての説明がありました。その内容については、参加した協議員の中で特に異論はありませんでした。

刑事裁判修習の関係では、裁判員裁判における修習指導の在り方を中心に協議がなされ、特に裁判員裁判の評議の傍聴について、活発な意見交換がなされました。

評議の傍聴については、平成20年度のこの協議会においても裁判員裁判を担う中核としての法曹を育成する観点から可能な限り傍聴させるという基本的な方向が示され、今年もそれが確認されました。それを前提に、評議の傍聴許可にあたっての事件の性質等に基づく配慮、傍聴させる修習生への配慮、裁判員の意向を尊重すること等につき、教官室から説明がなされました。

また、傍聴した修習生の守秘義務の在り方、それが厳守されるべきであるということ、傍聴したときの遵守事項等について議論がなされました。その結果、修習生を傍聴させるに当たり、裁判員の心証に影響を与えたり、裁判員の自由な意見表明を妨げたり、評議に影響を及ぼすことがないように、格別な配慮が必要であるということで、特段異論はありませんでした。

裁判員選任手続の傍聴の問題については、傍聴の可否、選任手続についての修習の在り方が議論されました。また、公判審理の傍聴の在り方、例えば傍聴席の確保などを始めとした裁判員裁判が始まった後の公判前整理手続、審理における指導上の工夫等について協議が行われました。

教官室からは、修習効果が上がったと思われる指導の工夫例などを教官室の

方で集約し、教官室がセンター的役割を果たして、今後、各庁に集約した情報を適宜提供していきたいとの提案があり、それが了承されました。

2 選択型実務修習の実情と課題について

刑事裁判の課程で提供するプログラムの実情等について、修習生のニーズに応じて通常事件であるとか、特殊事件であるとかのいくつかのコースを用意して修習生に提供しているという工夫が紹介されました。また、三庁合同で行っている模擬裁判については、修習生の準備等の問題から、実施時期を工夫して公判前整理手続を充実させたり、あるいは、三つの合議体が、順次交替して訴訟指揮を担当して公判審理を実施し、評議を9人全員で行い、それを他の修習生が傍聴するといった工夫例が紹介されました。

これらの話を通じ、各修習生に対し、それぞれのニーズに応じた様々な工夫を重ねていくことが必要であるということで意見が一致しました。

< 検察（東京地方検察庁 佐野仁志検事） >

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

新司法修習の修習生の能力、気質等については、庁によって温度差はありますが、素直で真面目だが何も知らない、決裁の時にあらかじめ読み上げ用のメモを作っておいて、それをただ読み上げるだけの報告をし、書いてないことを質問すると黙ってしまうという応用がきかない者もいる、刑法、刑事訴訟法の基礎的知識だとか、基本的な事実認定の能力、起案能力に欠ける者もいるという意見が出されました。また、検察に勝手なイメージを抱いている者がいるので、これに対しては、導入教育で確定事件の記録を用いて記録の読み方から教えるとか、模擬記録を用いた事件の検討、あるいは起案をさせる、折に触れて刑法や刑事訴訟法の知識を確認して教えていく等の指導をしているという話がありました。導入教育で検察の役割だとか取り調べの方法を教えたり、模擬弁録ということで模擬取調べをやらせる庁もあるようでした。また、確定記録を用いて、検事としての慎重な事実認定の仕方を教えているという庁もありました。検察の特徴としては、実際に捜査をさせないと始まらないということがあるので、身柄事件を含めて、なるべく多くの事件を経験させているという庁もありましたし、多くの事件が配てんできない庁では、一部の修習生に配てんした事件を全修習生に議論、検討させることによって経験を共有させたり、あるいは、一つの事件をじっくりと納得がいくまで徹底した捜査をさせるということで経験値を上げるという指導をしている庁もありました。このような指導をして、進路が決まっていない者や、検察に対してあまり熱意がなかった修習生も検察に興味を持つようになったという意見もありました。

2 選択型実務修習の実情と課題について

検察には、4週間の捜査・公判コース、2週間の捜査・公判コースと見学コースがあります。4週間コースでは、分野別実務修習においては修習生に比較

的単純な事件を配てんするのですが、複数の困難な身柄事件をやらせている庁が複数ありました。2週間コースは、期間が半端ではないかという発言もありました。それに対しては、2週間コースを公判修習にあてているという庁、4週間、2週間というコースをやめて、3週間、3週間にするという庁、2週間コースと4週間コースを同時スタートにして、配てんされた事件が身柄事件だった場合、2週間コースをとった修習生が4週間コースをとった修習生にうまく引継ぎができるようにしているという庁もありました。また、修習班がA班の場合、4週間コースを2回に分けて行った庁があり、4週間コースは複数の困難な身柄事件を担当させるかなりハードなコースだったので、後半の4週間コースをとった修習生が2回試験の直前まで修習していた関係で非常に厳しい思いをしたという話もあり、思い切ってやれないのではないかという問題があったので、4週間コースは前半だけでやることにしたという庁もありました。

< 弁護（東京弁護士会 岸本史子弁護士） >

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

新修習の修習生の資質としては、大人しくて真面目、あっさりしていてやや積極性に欠けるという意見が多く出されました。また、要領はいいが、深く掘り下げる力に欠けるという意見も出されました。能力については、良くできるとか現行型の修習生と比べて変化はないといった意見もあったのですが、多くの会は、新62期は、新61期とほとんど変わらないものの、現行の修習生、更に導入修習を受けた新60期に比べると、劣っている、あるいは、全体的なレベルが下がっているのではないかという意見でした。ただ、複数の会から、全体的なレベルはそうは落ちてはいないが、特にできの悪い少数の者がいるようであり、それはただ単に勉強の出来不出来にとどまらず、法律的な議論ができなかったり、コミュニケーション能力に欠けるといった非常に大きな問題を抱えている者が、会に1、2名と少数だがいるという話が出ました。

実情については、2か月という短い修習期間による不都合、導入修習がないことに伴う不都合だとか不安が出されました。ただ、この点については、導入修習がないことを非常に心配していたが、思ったほどの差はないという意見も出されました。実際には、短いといいながら冒頭で合同修習をまとめて行って、日弁連の教材を使って起案を行うなどしている会が多いようです。これは、指導の必要性があるということと、全体的なレベルを維持する必要性があるということのようです。今後、合同修習を増やしていくことについては、消極的な意見が多く出されました。2か月といっても土日を除くと40日以下しかないような個別修習の時間を合同修習にあててしまうことの不都合、また個別指導担当の弁護士からの減らさないでほしいという希望もあったということです。このような不都合に対する工夫としては、合同修習の不足を補うということについては、冒頭に起案を行っているということもあり、そのほか分野別実務修習では一切合同修習を行わず、合同修習の中身に相当するものを選択型実務修

習で行うという工夫をしている会もいくつかありました。また、期間の短さとそれに伴う不都合を補うため、見せる事件のバリエーションを増やすという意味で、主担当と副担当という個別指導担当を両方付けるという制度にしている会だとか、また現在指導を受けている個別指導担当者のメーリングリストを立ち上げて、例えば、保全の面接が入ったので他の修習生来ませんかとか、事件のやりとりをしている工夫もあるようです。特に小規模の会では、4班に分かれているとき、4回合同修習をするのが非常に負担だということで、三庁の協力の下、班にかかわらず、4クールの中で1回全修習生を集めて合同修習を行うという工夫をしている庁もあるようです。

また、短い期間では修習生に起案をさせるのに適切な事件が少ないということで、過去の事件を取り上げてその起案をさせるといった工夫例も出されました。それに伴い、生の事件にこだわらないのであれば、研修所等で教材を用意してもらう方法もあるのではないかという意見も出されました。

2 選択型実務修習の実情と課題について

非常に多く出されたのは、そもそも選択型実務修習の位置づけがあやふやであるという意見です。修習生自身も選択型実務修習をどういう目的で行うのかということが分かっていないことが多いし、受け入れる側も、特にホームグラウンド修習中に何をさせたらよいのかという視点が定まっていないので、修習生への周知を含めて徹底してほしいという意見が多く出されました。

問題点については、二回試験の直前に選択型実務修習を行う会では、修習生の気持ちが二回試験にいつてしまい、選択型実務修習に集中できないということがあったようです。

選択型実務修習の提供プログラムにつき、バラエティーに富んだプログラムをできるだけ提供するという話がありますが、これについては、小規模会ではなかなか難しいようです。これに対する工夫として、現在は、全国型か単位会

かという二択ですが、その間に弁連単位でプログラムや修習生をやりとりできるような制度を作ってはどうかという意見がありました。しかし、バラエティーに富んだプログラムということ自体についても疑問が出され、もはやそういうこと言っている場合ではなく、より基礎的、基本的なことを教えることが必要であって、それこそが分野別実務修習の補完にあたるのではないかという意見も出されました。また、勉強ばかりさせていいのかという問題があって、社会経験だとか、見分を広げるという意味では、選択型実務修習のプログラムは、以前の社会修習的な、外部の民間企業の委託を含め、そういうものも積極的に取り入れていくべきではないかという意見も出されました。

全体としては、大規模会と小規模会の実情の差がかなり意見の中に現れていて、特に小規模会では、個別指導担当者の確保に非常に苦勞していて、かなり期の若い弁護士に頼まなければならないとか、一度引き受けるとそのままずっと引き受けることになり、負担が大きいという意見が多く出されました。

平成21年度司法修習生指導担当者協議会第2回(平成21年6月8日(月)開催)

総合協議要録(各分科協議結果発表)

()内は、発表者である。

<民事裁判(宮崎地方裁判所 足立正佳判事)>

1 分野別実務修習の指導上の留意点等について

修習生の資質、能力について、現行型の修習生を含め、ここ数年の修習生の連続性で言えば、だんだんと質が落ちてきている印象がある、個々人間の能力差が大きい、民法等の基本的知識が欠けている人が目立つ、社会性に欠ける、学生気分が抜けない、プロになるという意識に欠ける者がいるという意見が出されました。また、質問をするけれども調査をしない、しっかり調べてから質問をしない、じっくりと記録に取り組んでくれない、非常に抽象的な思考にとどまってさらっと終わらせるという人が多いのではないかという意見もありました。さらに、民裁では、要件事実に関する文献が多数出ていることもあって、そういった文献に飛びついては中途半端に消化して自分の頭で考えることができないう者がいるという指摘もありました。60期や61期など修習終了間もない弁護士の様子を見ていても、間接事実を拾うとか、事実を調査するといったことが十分にできていないという印象もあるようでした。

こういった現状において、民裁としてはどういった指導をしていくべきかということですが、民裁修習の冒頭に、研修所で作成した一審解説のDVDを利用するという庁がいくつもありました。利用方法として、課題を提出させて修習生の力を把握するという庁もありましたし、訴訟手続の全体像を把握してもらい、左陪席に協力してもらい、記録の綴り方、主張整理の方法、証拠の見方などを説明するという利用方法も紹介されました。また、民裁起案のガイドを読み込んでいない修習生が意外に多いということで、これを周知徹底させるよ

うにしているという庁や、最初は全件傍聴させて民事訴訟手続に慣れさせるという庁もありました。ロースクールから実務へどのようにつなげていくかというところで各庁工夫されているようです。

修習の内容の一つとして、起案はサマリーで提出してもらおうという庁が大半だったと思います。判決書のテクニカルなものを要求するわけではないが、サマリーでうまくいかない部分は、判決起案の形で指導する工夫をしている庁もありました。民裁修習の最初に、この1か月以内に起案すべき事件を指定し、その間にじっくり考えさせるという指導をするという庁もありました。修習期間が短くなって、一つの事件を追いかけていくことが難しいということから、確定記録をストックして利用している庁が半数以上ありました。起案の講評は、時間を掛けてじっくりと行うという庁が多かったと思います。昨年、研修所が出した質問事項集を用い、毎朝10分間程度裁判官が修習生に問いかけて、修習生に答えてもらおうといったことをしている庁もありました。また、弁護修習と関連付けて民裁修習を行うのが効率的ではないかとの意見もありました。

2 選択型実務修習の実情と課題について

一つ一つのカリキュラムに関し、期間や内容について、それぞれの庁で非常に工夫されていました。検察庁や弁護士会のカリキュラムとどう調整するかという問題提起もありました。検察庁、弁護士会とのすり合わせの上で、時期、内容、カリキュラムを組んで成功しているという例も紹介されました。カリキュラムによっては人気集中するものとそうでないものがある、特に時期的な面では、二回試験前になると、ホームグラウンドで二回試験対策に専念するのか、個別プログラムに応募がないということもあるという課題も出されました。執行、破産等の特殊部の修習では、書記官の実務的な動かし方が中心になると思いますので、裁判官がどの程度関与すればよいのかといったことに関して実施されている庁からの実情等の報告もありました。休廷期間とも絡むところで

なかなか難しいという話もありましたが、魅力あるプログラムの策定に努力すべきであろうという意見でまとまりました。

< 刑事裁判（松江地方裁判所 吉井隆平判事） >

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

協議事項1については、刑事裁判修習の指導方針、裁判員裁判における修習生の評議等の傍聴、今後の修習指導の方法等の3つに分けて、議論がなされました。

刑事裁判修習の指導方針については、まず教官室から、指導の基本的な方向性やロースクールとの役割分担、裁判員裁判を中心とする新しい刑事裁判に対応できる法曹養成の必要性、分野別実務修習における指導のポイントや集合修習において教官室で実施されている指導の状況等につき、具体的な例や視点を交えての説明があり、その内容について、参加した協議員の中で概ね異論はありませんでした。

次に、裁判員裁判における修習指導の在り方について協議がなされ、まず、裁判員裁判の評議の傍聴については、平成20年度のこの協議会においても取り上げられ、裁判員裁判を担う法曹を育成するという観点から、可能な限り傍聴させるという基本的な方向性については、概ね各庁から賛同が得られたことを前提に、今年は、教官室から、評議の傍聴の開始時期についての留意点や、評議の傍聴を許可するにあたっての問題点について説明がありました。それは、事件の性質等に基づく配慮の必要性、傍聴させる修習生への配慮の必要性、裁判員の方々の意向の尊重、事態の推移によっては、傍聴許可を取り消さなければならない場合があるのではないかといったような観点からの説明でした。ここで話された内容について、各庁から大きな異論はなく、こうした説明を元にして守秘義務の厳守や傍聴時の遵守事項について議論がなされました。その結果、修習生を傍聴させるに当たり、裁判員の心証に影響を与えたり、裁判員の自由な意見表明を妨げたりして評議に影響を及ぼすことがないように、格別な配慮が必要であるということについて、各庁の賛同が得られました。裁判員選任手続の傍聴や公判審議の傍聴については教官室から説明があり、議論がなさ

れました。

3番目として、修習指導の方法につき、裁判員裁判開始後の公判前整理手続や、審理における指導上の工夫の在り方等について協議がなされました。その中で公判前整理手続や裁判員裁判の期日指定後における指導上の工夫について、教官室に各庁から寄せられた工夫例が紹介され、これに続いて各庁の実情に応じた工夫例が紹介されました。今後も引き続き、教官室から修習指導効果が上がったと思われる指導の工夫例を教官室が集約し、これを取りまとめて各庁に情報発信していきたいとの提案があり、それが了承されました。

2 選択型実務修習の実情と課題について

主に模擬裁判の問題が取り上げられ、三庁合同で模擬裁判を実施している庁から、非法律家の裁判員役を各庁分担して集めて、模擬裁判を実施したというような例や修習生で三つの合議体を作って、あるべき裁判員裁判を意識した模擬裁判が実施され、三合議体の三裁判官、あわせて9人の裁判官で評議を実施し、他の修習生が傍聴するというような形での新しい模擬裁判の工夫例が紹介されました。教官室からも他庁において公判前整理手続や証拠開示手続を充実させた模擬裁判が行われた工夫例が紹介されました。

< 検察（大阪地方検察庁 中川善雄検事） >

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

新司法修習の修習生の気質については、素直で真面目であるという意見がある一方、修習生個人間に能力の格差が大きい、特に事実認定能力やコミュニケーション能力がかなり劣る者がいるという意見もありました。また、性格的に大人しいとか、自分で考えようとしなないとか、一部の者ですが、検察に対してある種の偏見を持った修習生がいるといった意見が出されました。分野別実務修習でどのように指導するかにつき、検察の考え方を分かってもらうには、事件、捜査、取調べを通じて理解してもらうしかないという意見が大勢を占めています。事件捜査においても身柄事件を含めた多くの事件を修習生に配てんする工夫をしている庁がありました。一方、在宅事件を中心に配てんした方が勉強になるのではないかという意見も出されましたが、2か月という短期間の捜査であれば、身柄事件を担当させた方が10日、20日という時間との勝負という点の勉強の意味からもやはりいいのではないかと意見もありました。大規模庁においては、修習生をグループに分けてそれぞれのグループに身柄事件を配てんしているという庁もありました。また、決裁において、書面を見て報告する修習生に対しては、決裁官から資料に書いていないことを質問する等して修習生に色々なこと考えさせるような指導をしているという庁もありました。捜査の現場というのは、机上の理論のみではないので、司法解剖や、実際の事件現場などに足を運ばせるなどして色々な経験をさせる工夫をしている庁もありました。指導係検事以外のいわゆる里親検事の下で、一定期間修習させるなどして全庁的に指導している、そして検察の現場をとにかく見せているという庁もありました。捜査と別に事例問題研究や、確定事件を題材にして勉強会を開いているという庁もありました。

2 選択型実務修習の実情と課題について

少人数者の者しか選択しないこともあり、非常に密度の濃い修習ができるという意見がありました。特に、小規模庁においては、里親修習も行うことによって、1日その検事に密着させて非常に密度の濃い修習になるように工夫をしているという庁もありました。ただし、選択型の修習については、申込期間が早すぎて、志望が未定のうちに申込みをしなければならないといった大きな問題があるのではないかという意見が出されました。この点については、一部の庁から、三庁会の合意が得られるのであれば、変更することができたというような報告が出されています。選択型実務修習における検察の基本的なモデルコースは、4週間コースと2週間コースですが、過去の例から4週間コースの選択者が少なかったことから、3週間コースを作ってそれを複数回実施することにしたという庁もありました。2週間コースについては、捜査期間としてはやや短いため、修習内容に工夫を要するという意見も出されています。2週間コースについては、期間が短いので、短期間で効率を上げることができる見学等のコースに力を入れるとか、見学の内容をより充実したものに行っているという意見も出されました。

< 弁護（山口県弁護士会 浜崎大輔弁護士） >

1 分野別実務修習の指導の留意点等について

現行型修習生と新修習生，導入修習があった新60期と新61期の修習生との間では差が見られたという意見が出ました。これに対し，新61期と新62期の修習生とではあまり差はないのではないかという意見がほとんどでした。しかし，一部の会から，新61期と新62期の修習生を比べると，新62期のほうが，起案能力に不安があるとか，修習への意欲に欠ける修習生が見られるといった意見が出されました。また，修習生の中でかなり個人差があるといった意見が多かったです。修習生にとって就職問題が厳しくなっており，これが修習生の修習への取組みにも少なからず影響しているという意見も出されました。

分野別実務修習における指導内容及び方法についてですが，事前配布資料15の「新司法修習における弁護実務修習に対して望むこと」において，各弁護士会に対し，民事・刑事の各種起案，執行・保全の手續，刑事事件に取り組むことについて実務修習でカバーしてほしいという要望があります。この点，分野別実務修習が2か月間に短縮され，各指導担当の事務所における修習で対応することは難しくなっています。各弁護士会では，修習指導前の事前研修の実施，合同修習での起案演習や講義，選択修習のカリキュラムにおいて弁護教官室からの要望に応えるべく工夫をしています。刑事事件を指導担当があまり行わない場合やその他の事件であっても修習生にとって勉強になる事件があれば指導担当以外が担当していても取り組めるよう弁護士間で連携を図っている会もありました。特に小規模の会においては，分野別実務修習中の合同修習を2か月の間に設定することは難しい，4班態勢で合同修習を班ごとにそれぞれ行うことは，マンパワーの面でも非常に厳しいとの意見もありました。この点は，各クールにおける各庁でのカリキュラムにも影響するところであり，非常に難しい問題でもありますが，今後三庁会の調整のもと，班を超えた合同修習のカリキュラムの策定ができないかという点が議論に上がっています。また，修習

委員会で、修習生との座談会を開き、修習の在り方について修習生から意見聴取をしている会が多数ありました。修習を終えたばかりの若手弁護士との座談会を行うなどして二回試験を含め、修習全般の情報提供をしてもらうという試みをしている会もあります。

2 選択型実務修習の実情と課題について

各弁護士会とも講師の確保等に苦勞しながらもそれぞれ試行してカリキュラムを策定しています。動向としては、合同修習の変わりとしての起案、模擬尋問、模擬接見等のカリキュラムには多くの修習生が申し込んでいるようです。これらのカリキュラムについては、担当者の負担が重いという問題があります。公認会計士、税理士、金融機関等外部で行う修習についても多くの会で人気があるという報告がありました。